

第 76 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 40 回総会 (CAC) 仮議題
4-(2)	第 40 回総会 (CAC) 主な検討課題
5-(1)	第 49 回食品添加物部会 (CCFA) 議題
5-(2)	第 49 回食品添加物部会 (CCFA) 概要
6-(1)	第 23 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題
6-(2)	第 23 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
7-(1)	第 49 回残留農薬部会 (CCPR) 議題
7-(2)	第 49 回残留農薬部会 (CCPR) 概要
8-(1)	第 11 回食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
8-(2)	第 11 回食品汚染物質部会 (CCCF) 概要

第 76 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 29 年 7 月 6 日（木）

13:00 ～ 17:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

① 今後検討される議題について

- ・ 第40回総会

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 49 回 食品添加物部会
- ・ 第 23 回 食品輸出入検査・認証制度部会
- ・ 第 49 回 残留農薬部会
- ・ 第 11 回 食品汚染物質部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天竺	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 (総合品質保証担当)
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

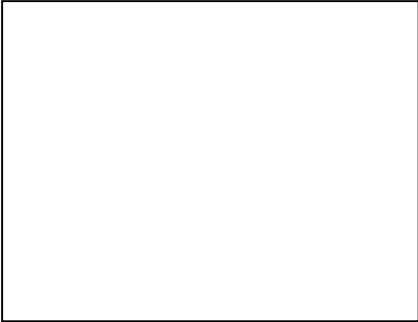
第 76 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 29 年 7 月 6 日 (木) 13:00 ~ 17:00
中央合同庁舎 4 号館 12 階
共用会議室 1219~1221 号室

事務局等	事務局等
------	------

(厚生労働省) 小島専門官 ○
(消費者庁) 増田補佐 ○
(農林水産省) 辻山調査官 ○
(司会)
説明者 ○

吉池 委員 ○
蓮尾 委員 ○
戸部 委員 ○
鶴身 委員 ○



○ 天笠 委員
○ 岩田 委員
○ 鬼武 委員
○ 門間 委員

○ 田中 委員
○ 脊黒 委員
○ 熊谷 委員
○ 菊池 委員

報道関係者

傍聴

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 40 回 総会

日時 : 2017 年 7 月 17 日 (月) ~ 7 月 22 日 (土)
場所 : ジュネーヴ (スイス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	第 72・73 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 関係部会の報告
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
6.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	新規作業の提案
9.	作業中止の提案
10.	コーデックス規格と関連文書の修正
11.	コーデックスの作業管理の定期的な評価 (電子作業部会)
12.	総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項
13.	財政及び予算に関する事項
14.	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援
14.1	活動報告
14.2	予算及び支出
15.	FAO 及び WHO から提起された事項
15.1	政策及び関連する事項
15.2	キャパシティービルディング活動
15.3	信託基金活動
16.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
17.	議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名
18.	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
19.	その他の作業
20.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 40 回総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時：2017年7月17日（月）～7月22日（土）

場所：ジュネーヴ（スイス）

2. 主要議題の検討内容

仮議題 4. 手続きマニュアルの改訂

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
コーデックス分析法の設定の原則の修正	コーデックス手続きマニュアル「コーデックス分析法の設定の原則」にある「Working Instructions for the Implementation of the Criteria Approach in Codex」の注釈を改訂し、分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関しては、クライテリアアプローチの適用に必要な性能規準の導出に様々な方法があり、ケースバイケースでの検討が必要であることを追記するもの。	CCMASで合意された修正案を支持して差し支えない。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	対処方針
栄養リスクアナリシスの原則の修正	コーデックス手続きマニュアル「栄養リスクアナリシスの原則」に、CCNFSDU の科学的助言をする機関として FAO/WHO 合同栄養専門家会合 (FAO/WHO Joint Expert Meetings on Nutrition :JEMNU) を含める修正を行うもの。	CCNFSDU で合意された修正案を支持して差し支えない。

仮議題5. ステップ8の規格案と関連文書 (ステップ6,7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part1 ステップ8, 迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	対処方針
「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) 改定案のパイナップル缶詰の付属書原案	「パイナップル缶詰の規格」(CODEX STAN 42-1981) を廃止し、「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) の付属書に置き換えるもの。	CCPFV で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ5/8)。
「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015) 改定案の付属書原案	急速冷凍野菜の各規格：ブロッコリー (CODEX STAN 10-1981)、芽キャベツ (CODEX STAN 112-1981)、カリフラワー (CODEX STAN 111-1981)、フライドポテト (CODEX STAN 114-1981)、グリーンビーンズおよびワックスビーンズ (CODEX STAN 113-1981)、えんどう豆	CCPFV で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ5/8)。

	(CODEX STAN 41-1981)、ほうれん草 (CODEX STAN 77-1981) を廃止し、「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015) の付属書に置き換えるもの。	
「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) における範囲条項の修正	「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) が砂糖の代わりに甘味料を使用した製品に適用されないことを明確化するため、範囲条項を修正するもの。	CCPFV で合意された修正案を支持して差し支えない。
加工果実・野菜の規格における食品添加物条項の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「栗及び栗ピューレの缶詰の規格」(CODEX STAN 145-1985)、「果実および野菜ピクルスの規格」(CODEX STAN 260-2007) における食品添加物条項を「食品添加物の一般規格」(GSFA、CODEX STAN 192-1995) を参照する記載とするもの。 ・「ジャム、ゼリーおよびマーマレードの規格」(CODEX STAN 296-2009)、「アップルソース缶詰の規格」(CODEX STAN 17-1981)、「フルーツカクテルの缶詰の規格」(CODEX STAN 78-1981)、「トロピカルフルーツサラダの缶詰の規格」(CODEX STAN 99-1981)、「キュウリのピクルスの規格」(CODEX STAN 115-1981)、「キムチの規格」(CODEX STAN 223-2001)、「核果類の缶詰の規格」(CODEX STAN 242-2003) における食品添加物条項を、「香料の使用に関するガイドライン」(CAC/GL 66-2008) との用語の整合性の観点から修正するもの。 	CCPFV で合意された修正案を支持して差し支えない。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	対処方針
海苔製品の地域規格原案	<p>主にアジア地域で製造・貿易されている海苔製品の製品タイプ、組成、品質基準等の条項を規定するもの。</p> <p>第20回 CCASIA (2016年9月) では、会合直前に開催された物理作業部会 (PWG) によって用意された規格原案をもとに検討され、全ての懸念事項は解決されたとして、今次総会にステップ 5/8 として諮ることに合意した。</p> <p>なお、食品添加物条項は第49回 CCFA (2017年3月) で承認されたが、分析法の条項は第38回 CCMAS (2017年5月) で一部が承認されず、次回 CCASIA にて再度検討される予定。表示の条項は第44回 CCFL (2017年10月) に送付される予定。</p>	<p>CCASIA で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。</p>
路上販売食品の地域衛生実施規範原案	<p>路上販売食品の管理において考慮すべき衛生条件を規定するもの。第20回 CCASIA (2016年9月) で合意され、第48回 CCFH (2016年11月) において修正のうえ承認された。なお、「食品衛生の一般原則」(CAC/RCP 1-1969) の改定作業終了後、CCFH が当該地域規格原案を見直すこととされている。</p>	<p>CCASIA で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。</p>
CCASIA の地域規格 (テンペ (CODEX STAN 313R-2013)、チリソース (CODEX STAN 306R-2011)、非発酵大豆製品	<p>以下3つの地域規格について、修正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「テンペの規格」(CODEX STAN 313R-2013) における分析・サンプリング法条項について、「分析・サンプリング法規格」(CODEX STAN 234-1999) を参照する 	<p>CCASIA で合意された修正案を支持して差し支えない。</p>

<p>(CODEX STAN 322R-2015)) の修正</p>	<p>よう修正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チリソースの規格」(CODEX STAN 306R-2011) について、第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) の勧告に従い、食品添加物条項から亜硫酸水素カルシウム (INS 227) および亜硫酸水素カリウム (INS228) を削除するもの。 ・「非発酵大豆製品の規格」(CODEX STAN 322R-2015)) について、第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) の勧告に従い、食品添加物条項から塩化カリウム (INS 508) を削除し、トコフェロール (INS 307 a,b,c) (最大使用濃度 200 mg/kg) を追加するもの。 	
----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
<p>MRL 原案：ラサロシドナトリウム (鶏、七面鳥、ウズラ及びキジの腎臓、肝臓、筋肉、皮膚+脂肪)、イベルメクチン (牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉)、テフルベンズロン (サケの切り身、筋肉)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラサロシドナトリウムの MRL 原案 第 22 回 CCRVDF (2015 年 4 月) において EU 及びカナダから JECFA の評価結果に対して concern form が提出されたが、第 23 回 CCRVDF (2016 年 10 月) において JECFA から MRL 原案を変更する必要はない旨説明があり、合意したもの。 ・イベルメクチン、テフルベンズロンの MRL 原案 第 23 回 CCRVDF において、JECFA の勧告のとおり合意したもの。 	<p>CCRVDF で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。</p>

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」（CAC/RCP 53-2003）の改訂原案	「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」（CAC/RCP 53-2003）について、文書構成の再構築や新たな定義の追加等を行うもの。	土壌中の重金属に関する内容（パラグラフ 19）は CCFH の TOR から外れるので含めるべきではないということを基本として対処ありたい。パラグラフ 19 以外は CCFH で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	対処方針
「栄養表示ガイドライン」（CAC/GL 2-1985）の付属書の修正	「栄養表示ガイドライン」（CAC/GL 2-1985）について、第 39 回総会（2016 年 7 月）においてセクション 2.5 の信頼できる科学機関（Recognized Authoritative Scientific Bodies : RASB）の定義の追加が承認されたことに伴い、付属書セクション 3.1 および 3.2 の修辭的な修正を行うもの。	CCNFSDU で合意された修正案を支持して差し支えない。
CCNFSDU 所管の規格の修正（香料）	第 48 回 CCFA（2016 年 3 月）からの「香料の使用に関するガイドライン（CAC/GL 66-2008）における「香料（Flavourings）」の語句との一貫性を確保する要請を受け、CCNFSDU 所管の 4 つの規格（「ベビーフード缶詰の規格」（CODEX STAN 73-1981）、「乳児及び年少幼児用の穀類を主要原料とする加工食品の規格」（CODEX	CCNFSDU で合意された修正案を支持して差し支えない。

	STAN 74- 1981)、「フォローアップフォーミュラの規格」(CODEX STAN 156- 1987)、「年長乳児及び年少幼児用の調整補助食品ガイドライン」(CAC/GL 8- 1991))の修辭的な修正を行うもの。	
「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)における表示を目的としたビタミンDおよびEの栄養参照量(NRVs)とビタミンEの変換係数	「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)におけるビタミンEの変換係数を1mg α-トコフェロール(1mg RRR-α-トコフェロール)、ビタミンEの栄養参照量(Nutrient Reference Value – Requirements : NRV-R)を9mg、ビタミンDのNRV-Rを5-15 μgと規定するもの。 なお、第38回CCNFSDU(2016年12月)では、ビタミンEの変換係数についてマレーシアおよびインドネシアが、ビタミンEのNRV-Rについて中国が留保を表明した。	CCNFSDUで合意された案および原案を支持して差し支えない(ステップ5/8及び8)。

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	対処方針
クミンの規格案	クミンの規格を規定するもの。	CCSCHで合意された案を支持して差し支えない(ステップ8)。
タイムの規格案	タイムの規格を規定するもの。	CCSCHで合意された案を支持して差し支えない(ステップ8)。
黒・白・緑コショウの規格原案	黒・白・緑コショウの規格を策定するもの。	CCSCHで合意された原案を支持して差し支えない(ステップ5/8)。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
魚油の規格案	魚油の定義、組成、品質基準等の条項を規定するもの。第 38 回総会 (2015 年 7 月) においてステップ 5 で承認され、第 25 回 CCFO (2017 年 2 月) において、ステップ 8 として今次総会に諮ることが合意された。	CCFO で合意された案を支持して差し支えない(ステップ 8)。
「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)の改訂原案：カンペステロールの上限値の改訂	「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)におけるカンペステロール含有量の上限値を改訂するもの。	CCFO で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。
「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の改訂原案：ピーナッツ油(脂肪酸組成とその他の品質項目)の改訂	「名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)」におけるピーナッツ油の脂肪酸組成とその他の品質項目を改訂するもの。	CCFO で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。
「名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)、「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)、「ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド規格」(CODEX STAN 256-2007)の香料に関する章の修正	第 48 回 CCFA (2017 年 3 月) の勧告を踏まえ、「名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)、「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)、「ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド規格」(CODEX STAN 256-2007)の香料に関する章を、「香料の使用に関するガイドライン」(CAC/GL 66-2008)との整合性を確保する記載に置き換える修正を行うもの。	CCFO で合意された修正案を支持して差し支えない。

<p>「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の付属書のセクション2の修正：米ぬか油（粗油）の脂肪酸組成</p>	<p>「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の付属書のセクション2に、「人が直接的に消費することを意図しない米ぬか油（粗油）の脂肪酸組成には、当該規格表1中の米ぬか油の値を適用する」旨の文言を加える修正を行うもの。</p>	<p>CCFO で合意された修正案を支持して差し支えない。</p>
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
<p>食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案</p>	<p>第82回 JECFA (2016年6月) が作成し、第49回 CCFA (2017年3月) で合意されたアスパルテーム等15の食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案。</p>	<p>CCFA で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ5/8)。</p>
<p>食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ GSFA の食品分類 01.2 から 08.4 まで（「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。）の食品添加物条項の案及び原案。 ・ 食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度 250 mg/kg を暫定値として維持し、注釈 301 を「第 50 回 CCFA までの暫定最大濃度」に修正するもの。 ・ 食品分類 09.2.5 の食品添加物条項案及び原案。 ・ GSFA の食品分類 01.1.1 及び 01.1.4 の食品添加物条項案及び原案並びに食品分類 01.1.3 及び 01.1.4 の既に GSFA に記載されている食品添加物条項の改正。 	<p>CCFA で合意された案及び原案を支持して差し支えない(ステップ5/8及び8)。</p>
<p>食品添加物の国際番号システム (INS) (CAC/GL 36-1989) の</p>	<p>食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行う</p>	<p>CCFA で合意された修正原案を支持して差し支えない(ステップ5/8)。</p>

修正原案	もの。	
食品添加物の規格リスト (CAC / MISC 6) の導入部分の修正	第 82 回 JECFA (2016 年 6 月) による食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案について、副次的添加物に関する記述が含まれていることに懸念が表明されたことから、食品添加物の同一性及び純度の規格のリスト (CAC / MISC 6) の導入部分に「副次的食品添加物 (例えば、調理に使われる酸化防止剤、担体、安定化剤、保存料) の使用は、GSFA 条項に準拠しなければならない。」旨を追記する修正を行うもの。	CCFA で合意された内容を支持して差し支えない。
GSFA の食品添加物条項の改訂	冷凍魚介製品の規格、「特定かんきつの缶詰」(CODEX STAN 254-2007)、「トマト保存品」(CODEX STAN 13-1981)、「加工トマト濃縮品」(CODEX STAN 57-1981) 及び「テーブルオリーブ」(CODEX STAN 66-1981) 並びに「エビの缶詰」(CODEX STAN 37-1981) における EDTA の条項との整合性を図るため、GSFA の食品添加物条項を改訂するもの。	CCFA で合意された改訂案を支持して差し支えない。
個別食品規格の食品添加物に関するセクションの改訂	GSFA の関連条項との整合に当たり、以下の 10 の個別食品規格：「トマト保存品の規格」(CODEX STAN 13-1981)、「加工トマト濃縮品の規格」(CODEX STAN 57-1981)、「内蔵未処理及び処理済みの急速冷凍魚の規格」(CODEX STAN 36-1981)、「急速冷凍エビの規格」(CODEX STAN 92-1981)、「急速冷凍ロブスターの規格」(CODEX STAN 95-1981)、「急速冷凍魚の切り身ブ	CCFA で合意された改訂案を支持して差し支えない。

	<p>ロックの規格」(CODEX STAN 165-1989)、「急速冷凍魚の切り身の規格」(CODEX STAN 190-1995)、「急速冷凍魚スティック(白身魚フライ)の規格」(Fish Fingers)、「魚と魚フィレーパンとバター」の規格」(CODEX STAN 166-1989)及び「新鮮及び急速冷凍ホタテの規格」(CODEX STAN 315-2014)における食品添加物のセクションを改訂するもの。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<食品汚染物質部会(CCCF)>

事項	概要	対処方針
魚油中の鉛及びヒ素の最大基準値の改訂(魚油の追加)	<ul style="list-style-type: none"> 鉛について、魚油についても食用油脂と同じ最大基準値を適用するため、魚油の規格へのリファレンスを「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)中の注釈に追記するもの。 ヒ素について、食用油脂と同じ最大基準値を無機ヒ素に対して適用し、総ヒ素をスクリーニングに用いることについての注釈をGSCTFFに追記するもの。 	CCCFで合意された改訂案を支持して差し支えない。
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、トマト缶詰、ジャム、マーマレード及びゼリー、栗及び栗ピューレの缶詰、豆類中の鉛の最大基準値を改訂するもの。	CCCFで合意された案および原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8 及び 8)。
コメ中ヒ素の汚染防止、低減のための実施規範原案	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範を作成するもの。	CCCFで合意された原案が採択されるよう、対処したい(ステップ 5/8)。

「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範」 (CAC/RCP 51-2003) の穀類中の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書原案	「穀類のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範」 (CAC/RCP 51-2003) を改訂し、麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書を新たに追加するもの。	CCCF で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。
スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	生産、流通、加工段階におけるスパイス中のかび毒の汚染防止および低減方法を示す実施規範を作成するもの。	CCCF で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	対処方針
残留農薬基準値 (MRL) 案及び原案	食品又は飼料中の農薬について、第 49 回 CCPR (2017 年 4 月) においてステップ 8 又はステップ 5/8 で合意された 26 農薬の MRL 原案。	CCPR で合意された内容を支持して差し支えない(ステップ 5/8 及び 8)。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (野菜の食品群)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、野菜の分類を改訂するもの。	CCPR で合意された改訂案及び改訂原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8 及び 8)。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (穀類及び砂糖製造用草本類)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、穀類及び砂糖製造用草本類の分類を改訂するもの。	CCPR で合意された改訂案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。
Table 2 及び 3 原案：野菜及び穀類の群を代表する作物の選定例	グループ MRL の設定に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」に添付する、野菜の群の代表作	CCPR で合意された原案を支持して差し支えない(ステップ 5/8)。

(MRL の食品群への外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料)	物を例示する Table 2 及び穀類の群の代表作物を例示する Table 3 を作成するもの。	
残留農薬の分析法のパフォーマンスクライテリア (性能規準) に関するガイダンス案	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア (性能規準) に関するガイダンス案。	CCPR で合意された案を支持して差し支えない(ステップ 8)。

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	対処方針
国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案	現在策定されている「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン (CAC/GL 82-2013)」に加えて、各国が国内の食品管理システムの実施状況を自己評価して改善を行うための指標や措置について示したガイドラインを策定するもの。	CCFICS で合意された案を支持して差し支えない(ステップ 8)。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析法条項	第 38 回 CCMAS (2017 年 5 月) で承認された加工果実・野菜部会 (CCPFV) 関係、アジア地域調整部会 (CCASIA) 関係、栄養・特殊用途食品規格部会 (CCNFSDU) 関係、アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) 関係、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 関係、油脂部会 (CCFO) 関係の分析法について、採択を諮るもの。	CCMAS で承認された案及び原案を支持して差し支えない。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	対処方針
デイリーパーミエイトパウダーの規格案	<p>第 38 回総会（2015 年 7 月）において新規作業として承認され、電子的作業部会（議長国：デンマーク）のみで組成や添加物、表示などの規格原案が作成されている。</p> <p>第 39 回総会（2016 年 7 月）においてステップ 5 で採択された後、回付文書の意見を踏まえ、ニュージーランドが規格の改訂案を作成、関係セクションについて関係部会に改訂案を提出して承認を求め、今次総会に改訂案が提出されている。</p>	CCMMP で合意された案を支持して差し支えない(ステップ 8)。

PART2 総会においてステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	対処方針
牛ソマトトロピン (rbST) の MRL 案	<p>乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。</p> <p>第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDF(2015 年 4 月)、第 38 回総会(2015 年 7 月) にて議論されたが合意に至らず、ステップ 8 で保留となった。第 39 回総会（2016 年 7 月）では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ 8 で保留となっている。</p>	JECFA による評価及び再評価の結果（適正に使用される限りにおいて、乳中の残留性が非常に低いこと等から、ADI を特定する必要は無い）を踏まえて、特定の MRL 設定は不要であるとの立場で、適宜対処したい(ステップ 8)。

仮議題6. ステップ5の規格原案と関連文書

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) の原案	第78回 JECFA (2013年11月) が、ADIを設定できないと結論し、MRL原案を勧告しなかった。これを受けて、第22回(2015年4月)及び第23回(2016年9月)CCRVDFがゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) を検討したが、合意に至らず、ステップ5で各国からコメントを求めることとしたもの。	ステップ5で採択することを支持して差し支えない。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の改訂原案:高オレイン酸(OXG)パーム油の追加	「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)に高オレイン酸(OXG)パーム油の規定を追加するもの。第25回 CCFO (2017年2月)において、2.1章(製品の定義)の議論を今後も継続することとし、また、コーデックス事務局からの提言を踏まえ、CCFLに対して植物油のオレイン酸含有量において何が「高」と「中」を構成するかに関する助言を求めることとした。	ステップ5で採択することを支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	対処方針
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（GSCTFF）において、濃縮加工トマト、アブラナ科野菜の缶詰の最大基準値を改訂するもの。	ステップ5で採択することを支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（飲料及び砂糖菓子用種子類）	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、飲料及び砂糖菓子用種子類の分類を改訂するもの。	ステップ5で採択することを支持して差し支えない。

<穀類・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要	対処方針
キノアの規格原案	第38回総会（2015年7月）においてボリビアが新規作業として提案し承認され、電子作業部会（議長国：ボリビア、共同議長国：米国）を設置し、規格原案を作成したもの。	ステップ5で採択することを支持して差し支えない。

仮議題 7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	対処方針
パイナップル缶詰、急速冷凍ブロッコリー、急速冷凍芽キャベツ、急速冷凍カリフラワー、急速冷凍フライドポテト、急速冷凍グリーンビーンズおよびワックスビーンズ、急速冷凍えんどう豆、急速冷凍ほうれん草の規格の廃止	「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015)および「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015)に統合するにあたり、「パイナップル缶詰の規格」(CODEX STAN 42-1981)、「急速冷凍ブロッコリーの規格」(CODEX STAN 10-1981)、「急速冷凍芽キャベツの規格」(CODEX STAN 112-1981)、「急速冷凍カリフラワーの規格」(CODEX STAN 111-1981)、「急速冷凍フライドポテトの規格」(CODEX STAN 114-1981)、「急速冷凍グリーンビーンズおよびワックスビーンズの規格」(CODEX STAN 113-1981)、「急速冷凍えんどう豆の規格」(CODEX STAN 41-1981)、「急速冷凍ほうれん草の規格」(CODEX STAN 77-1981)を削除するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
GSFA の食品添加物条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品分類 09.2.5 におけるインディゴチンの食品添加物条項を廃止するもの。 ・ 食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 のアルミノケイ酸ナトリウムの食品添加物条項を廃止するもの。 	廃止することを支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	対処方針
GSCTFF における鉛の最大基準値の廃止	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（GSCTFF）において、鉛の最大基準値を改訂することに伴い、トマト缶詰、ジャム及びゼリー、栗及び栗ピューレの缶詰、豆類中の現行の鉛の最大基準値を削除するもの。	議題 5 で、関連する鉛の基準値が採択されることを条件として、廃止することを支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
残留農薬基準値（CXLs）	第 49 回 CCPR（2017 年 4 月）での合意に基づき 9 農薬のコーデックス MRLs（CXLs）を廃止するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析法の廃止	置き換えが承認された CCPFV 関係の分析法について、旧試験法を廃止するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

仮議題 8. 新規作業の提案

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	対処方針
カシューカーネルの規格	カシューカーネルの規格を作成するための新規作業提案。	CCPFV による検討を実施し、その結果を踏まえ、総会で承認を諮るべきとの立場で対処したい。
チリソースの地域規格（CODEX STAN 306R-2011）の国際規格への変更	チリソースの地域規格（CODEX STAN 306R-2011）を国際規格に変更するための新規作業提案。	
マンゴーチャツネの規格（CODEX STAN 160-1987）の改訂	マンゴーチャツネの規格（CODEX STAN 160-1987）を現行の生産、販売方法に則した内容とするため改訂を行うための新規作業提案。	
乾燥柿（干し柿）の規格	乾燥柿（干し柿）の規格を作成するための新規作業提案。	
乾燥さつまいも（干し芋）の規格	乾燥さつまいも（干し芋）の規格を作成するための新規作業提案。	
コチュジャンの地域規格（CODEX STAN 294R-2009）の国際規格への変更	コチュジャンの地域規格（CODEX STAN 294R-2009）を国際規格に変更するための新規作業提案。	
乾燥トウガラシの規格	乾燥トウガラシの規格を作成するための新規作業提案。	
ドライフルーツの規格	ドライフルーツの規格を作成するための新規作業提案。	
「トロピカルフルーツサラダの缶詰の規格」（CODEX STAN 99-1981）の改訂およびミックス	国際貿易で取り扱われているミックスフルーツの組み合わせを含めることが可能となるよう、包括的なミックスフルーツの缶詰の規格を作成することを目的に、「トロピ	

フルーツの缶詰の規格の作成	カルフルーツサラダの缶詰の規格」(CODEX STAN 99-1981)を見直すための新規作業提案。	
---------------	----------------------------------------------------	--

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。	CCRVDF で合意された案を支持して差し支えない。

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	対処方針
ショウガ、ニンニク、トウガラシ・パプリカ、バジル、サフラン、ナツメグ、クローブの規格	第2回 CCSCH (2015年9月)で優先順位付けされた9つの製品(ショウガ、ニンニク、トウガラシ・パプリカ、バジル、サフラン、ナツメグ、クローブ)について、CCPFVで作成されているような横断的な規格の作成を行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の改訂：ひまわり油(オレイン酸及びリノール酸の上限値)の改訂	「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)のひまわり油の脂肪酸組成と定義を改訂するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の改訂：バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えとパーム核油（粗油）における遊離脂肪酸の追加	「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)のバージン・パーム油およびパーム核油（粗油）の品質特性として遊離脂肪酸を規定するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)の改訂	「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)の3章（必須構成成分及び品質項目）、8章（分析・サンプリング法）、及び付属書の見直しを行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)の改訂：クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油の追加	名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)に、クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油を追加する改訂を行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	対処方針
スパイス中のかび毒の最大基準値	スパイス（トウガラシ、パプリカ、ショウガ、ナツメグ、コショウおよびターメリック）中の総アフラトキシンおよびオクラトキシン A の最大基準値を設定するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

魚類のメチル水銀の最大基準値	魚類中のメチル水銀最大基準値及び関連するサンプリングプランを設定するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
「ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP 62-2006)の改訂	「食品中および飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止および低減に関する実施規範」(CAC/RCP 62-2006)に、非ダイオキシン様 PCB に関する事項を追加する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
精製油脂および精製油脂を原料とする製品、特に乳児用調製粉乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステルおよびグリシドールエステルの低減に関する実施規範	精製油および精製油で製造された製品、特に乳児用調製粉乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステルおよびグリシドールエステルを低減するための、生産および製造工程、原材料の使用などにおける実施規範を作成する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
食品中に低濃度で非意図的に存在する化学物質のリスクアナリシスに関するガイドライン (ベストプラクティス)	食品中に低濃度で非意図的に存在する化学物質のリスクアナリシスに関するガイドライン (ベストプラクティス) を作成するもの。第 39 回総会 (2016 年 7 月) でニュージーランドが提起し、第 11 回食品汚染物質部会 (2017 年 4 月) で新規作業として提案された。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	対処方針
システムの同等性の使用に関するガイダンス	輸出国と輸入国の間の食品安全制度の同等性の評価について、ガイダンスを作成する新規作業提案。第 23 回 CCFICS (2017 年 5 月) において、新規作業の結果が独立文書となるか既存文書の付属書となるかを、文書作成	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

	の過程で検討することとされた。	
「公式証明書の一般的フォーマット及び証明書作成と発行に関するガイドライン」(CAC/GL 38-2001)の改訂	食品の貿易時に使用されている証明書について、電子的な実施の考えを取り入れてガイドラインを改訂する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
食品貿易時の食品安全及び公正取引のための規制当局による第三者証明(認証)へのアプローチに関するガイダンス	国内の食品管理システムの一部として、第三者証明(認証)スキームをどのように用いるかについて、原則とガイドラインを作成する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	対処方針
分析・サンプリング法規格 (CODEX STAN 234-1999)の改訂	分析・サンプリング法規格 (CODEX STAN 234-1999) について、前文や範囲等を含むコーデックス文書として通常の様式に改訂するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<薬剤耐性 (AMR) 物理作業部会 (PWG-AMR) >

事項	概要	対処方針
薬剤耐性の最小化および抑制のための実施規範 (CAC/RCP 61-2005)の改訂	食品由来の薬剤耐性の発生と拡大を最小化するため、薬剤耐性の最小化および抑制のための実施規範 (CAC/RCP 61-2005) を改訂する新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
AMR の統合的な監視に関するガ	食品由来の薬剤耐性の統合的な監視の設計と実行に関する	新規作業として採択することを支持し

イダンスの作成	るガイダンスを作成する新規作業提案。	て差し支えない。
---------	--------------------	----------

仮議題 9. 作業中止の提案

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
イベルメクチンの MRL 原案（牛の筋肉）	第 23 回 CCRVDF（2016 年 10 月）において、第 81 回 JECFA（2015 年 11 月）により新たな MRL 原案が勧告されたことから、第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）により勧告された牛の筋肉中のイベルメクチンの MRL 原案に係る作業を中止することに合意したものの。	作業の中止を支持して差し支えない。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	第 49 回 CCFA（2017 年 3 月）が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案について、規格の策定作業を中止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	対処方針
食品又は飼料中の残留農薬基準値 (MRL) 案及び原案	第 49 回 CCPR（2017 年 4 月）が作業の中止に合意した MRL 原案及び案について、作業を中止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

仮議題 10. コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	対処方針
「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)の付属書の修正	「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)について、第39回総会(2016年7月)においてセクション2.5の信頼できる科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies : RASB)の定義の追加が承認されたことに伴い、付属書セクション2、3.1、3.2.2および3.3の修辭的な修正を行うもの。	コーデックス事務局の提案を支持して差し支えない。
「ベビーフード缶詰の規格」(CODEX STAN 73-1981)の修正	セクション5(汚染物質)および6(衛生)について、コーデックス規格で採られたアプローチとの一貫性のため、手続きマニュアルに記載された個別食品規格の様式の文章に置き換えるもの。また、すでに削除されている乳幼児用食品の衛生実施規範(CAC/RCP21-1979)へのリファレンスを削除するもの。	コーデックス事務局の提案を支持して差し支えない。
食品及び飼料のコーデックス分類(CAC/MISC 4-1989)の形式的修正：果実群	食品及び飼料のコーデックス分類(CAC/MISC 4-1989)の野菜に属する食品群の改訂において、個別食品の名称とサブグループの名称が類似している場合、両者の混同を防ぐため、サブグループ名称に”Subgroup of”を付すことに合意したことに伴い、2012年に改訂案が最終採択された果実の6グループについても同様の修正を行うもの。	コーデックス事務局の提案を支持して差し支えない。
「名前のついた油脂の規格に該	魚油の規格案が仮議題5にて採択された場合、「名前のつ	コーデックス事務局の提案を支持して

当しない食用油脂の規格」 (CODEX STAN 19-1981)の修正	いた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)の範囲(Scope)に、除外する油脂として魚油の規格が適用される油脂を記載するもの。	差し支えない。
-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------

仮議題 1 1. コーデックスの作業管理の定期的な評価 (電子作業部会)

事項	概要	対処方針
コーデックスの作業管理の定期的な評価 (電子作業部会)	<p>第 37 回総会 (2014 年 7 月) において、コーデックスの作業管理を評価するために、2 段階プロセスの評価 (コーデックス事務局主導の内部評価の後に外部評価) が合意され、第 38 回総会 (2015 年 7 月) では内部評価のスコープ決定のプロセスについて合意された。</p> <p>その後、第 39 回総会 (2016 年 7 月) では、第 71 回執行委員会 (2016 年 6 月) の結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ToR の検討作業を中止する。 ② 事務局に対し、戦略計画のモニタリングの一環として定期的にコーデックスの作業管理を調査し、その結果と勧告事項を執行委員会及び総会に報告をするよう依頼する。 ③ 総会にてコーデックスの作業管理と執行改善の代替案を検討するため、加盟国は改善点を特定し、執行委員会と総会で取り上げることができる。 ④ 戦略計画の活動 4.1.4 (部会/総会の作業言語におけるす 	EWG の運営が適切に行われるよう適宜対処したい。

	<p>すべての作業文書の配布の迅速化) のモニタリングを継続する。</p> <p>ことが合意され、併せて FAO 及び WHO は、必要かつ適切な場合にはいつでもコーデックスの活動評価を行う権限を有することが確認した。</p> <p>これら第 39 回総会での決定を受けて、事務局は 1 年目の評価として電子作業部会 (EWG) で採用された作業プロセスと手続きを対象とした調査を実施した。その結果を踏まえた事務局への勧告は下記のとおり。</p> <p>①EWG 議長への責任と役割について、ガイダンスを統一すること</p> <p>②加盟国に対し、オンラインツールの使用・管理について継続的な支援を行うこと</p> <p>③作業部会への参加を追跡・改善し、EWG の可視性を高めるため、引き続き新しい技術を探索すること</p> <p>④加盟国が EWG を管理するベストプラクティスについて習得・交換する機会を提供すること</p> <p>⑤戦略計画の年次報告の一環として①～④の実施について報告すること</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

仮議題 1 2. 総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	対処方針
加工果実・野菜のコーデックス規格の今後の作業	第 28 回 CCPFV（2016 年 9 月）において、CCPFV 議長から部会を休止する提案があったものの、多くの参加国より既存の規格の見直し及び新規格の設定に関心が示されたため、コーデックス事務局からコメントを要請する回付文書（circular letter）を回付することに合意した。今次総会では、仮議題 8 において、新規作業提案に関する第 73 回 CCEXEC（2017 年 7 月）の勧告を検討することとしている。	コンセンサスに従う。

<ヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）>

事項	概要	対処方針
CCEURO で使用する言語	CCEURO から FAO、WHO 及び総会に対し、部会の効果的な進行のため、地域調整部会におけるロシア語通訳のための資金支出を検討するよう求めるもの。	コンセンサスに従う。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
路上販売食品の地域衛生実施規範原案	アジアにおける「路上販売食品の地域衛生実施規範原案」について、総会での承認の際は、第 48 回 CCFH（2016	CCFH で合意された内容を支持して差し支えない。

	年 11 月) における修正を考慮するよう求めるもの。	
--	-----------------------------	--

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	対処方針
スパイス・料理用ハーブの横断的なグループ規格作成戦略	第 3 回 CCSCH (2017 年 2 月) における合意に基づき、スパイス・料理用ハーブについて使用されている植物の部位を基に横断的なグループ規格を作成するという戦略について承認するよう、総会に求めるもの。	CCSCH で合意された内容を支持して差し支えない。

<糖類部会 (CCS) >

事項	概要	対処方針
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案	第 39 回総会 (2016 年 7 月) の要請に基づき、議長国コロンビアが準備した範囲及び製品の定義についての新規提案についてコメント募集を行い、その結果を踏まえ範囲及び製品の定義を修正し、「国際的な支持が得られた」と結論づけた (CL 2017/45-CS)。今次総会では、本規格の設定における次の段階及び今後の作業に関する第 39 回総会の勧告について、検討することとしている。	適用範囲案については、問題ないが、その作成プロセスの透明性が確保されていないため、これを求め、包括的な規格とならないのであれば地域規格とすべく適宜対処する。

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	対処方針
モッツァレラチーズの規格につ	水分量の多いモッツァレラチーズの表面に対する保存料	①CCMMP による作業の検討を支持す

いて	及び固結防止剤使用の科学的正当性について、 ①乳・乳製品部会（CCMMP）に本作業の検討と規格の修正作業を検討するよう求める、 あるいは、 ②CCFA に対し、個別規格の食品添加物条項と食品添加物に関する一般規格（GSFA）の関連条項の整合に係る作業の文脈で本作業を行うよう要請するか、検討を求めているもの。 第 39 回総会（2016 年 7 月）において、時間的制約から、本総会において議論することが合意されていた。	る。
プロセスチーズの規格について	第 37 回総会（2014 年 7 月）にて規格策定作業の再開を決定し、第 38 回総会（2015 年 7 月）にてステップ 5 で採択されたが、その後の物理的作業部会や回付文書での意見において、範囲や組成、添加物、表示などでなかなか合意を得ることができず、第 39 回総会（2016 年 7 月）において今後の進め方について明確に決めることとされていたが、時間的制約により、今次総会にて検討することに合意した。	コンセンサスに従う。 ただし、作業を継続する場合には、これまでの議論を踏まえた議論となるよう適宜対処したい。

<その他の事項>

事項	概要	対処方針
薬剤耐性（AMR）に関する物理作業部会の報告	第 39 回総会（2016 年 7 月）において、物理作業部会（PWG）（議長国：英国、共同議長国：豪州、米国）を設	新規作業提案については、新規作業として採択することを支持して差し支えな

	<p>置し、今次総会までに下記の作業を完結することが合意された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規作業のプロジェクトドキュメントの改訂 ・OIE と協力して FAO/WHO に対して科学的助言を求めるための ToR の改訂 <p>その後行われた PWG (2016 年 11~12 月) では、下記のプロジェクトドキュメントの改訂が行われ、以下について、今次総会に承認を諮ることが合意された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMR に関する実施規範 (CAC/RCP 61-2005) の改訂に関する新規作業提案 ・AMR の統合的な監視に関するガイダンスの作成に関する新規作業提案 <p>また、FAO/WHO に対して科学的助言を求めるための ToR についても合意した。</p>	<p>い。その他については、情報収集に努め、適宜対処したい。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

仮議題 13. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	対処方針
<p>コーデックスの予算計画 (2018-2019 年) 及び支出報告書 (2016-2017 年)</p>	<p>コーデックス財政及び予算に関して、2016-2017 期支出状況 (2016 年度分) 及び 2018-2019 期予算が報告される。</p>	<p>情報収集に努め、適宜対処したい。</p>

仮議題 14. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援

事項	概要	対処方針
活動報告	最近の FAO/WHO の専門家会合とコーデックスによる検討及び FAO/WHO の科学的助言の依頼状況について報告される。	第 73 回執行委員会の検討結果を踏まえつつ、コーデックスの活動及び FAO/WHO の科学的助言に関する活動が効率的かつ継続的に行われることを確保する観点から、適宜対処したい。
薬剤耐性 (AMR) に関するアップデート	第 39 回総会 (2016 年 7 月) 以降の AMR の予防と管理に関する世界的な活動について、特にコーデックスからの科学的助言の依頼を受けた食品由来の AMR に関する科学的知見のアップデートについて報告される。	
予算及び支出	FAO 及び WHO がコーデックスに科学的支援を行うための予算及び支出が報告される。	

仮議題 15. FAO 及び WHO から提起された事項

事項	概要	対処方針
キャパシティービルディング活動	FAO 及び WHO が世界及び地域で行った能力開発に関する活動について、報告される。	情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 16. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	対処方針
<p>コーデックス委員会と他の国際機関との関係</p>	<p>これまで総会で事務局が準備してきた関係政府間組織（WTO、IAEA、OIE）及び非政府間組織（ISO）の関連活動を紹介する文書は、約 20 年間構成を変えず、ほとんど議論されてこなかったことから、総会はこれら文書の付加価値を議論すること、および関心事項、本主題について議論／戦略的決定を促す選択肢について考慮することが求められている。</p>	<p>情報収集に努め、適宜対処したい。</p>

仮議題 17. 議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名

事項	概要	対処方針
<p>議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名</p>	<p>・議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 3 期目であることから、新たな議長および副議長を選出する選挙が行われる。</p> <p>現時点で、議長選挙にはブラジルおよびマリが、副議長選挙にはインドネシア、パプアニューギニア、イギリスが立候補を表明しており、議長選挙は総会開催期間中の 7 月 18 日、副議長選挙は 7 月 19 日に実施され</p>	<p>現地での状況を踏まえ、適宜対処したい。</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表国は、各 7 地域から 1 カ国ずつ、総会の代表として選出される。任期満了（1 期 2 年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。 ・次期地域調整国（任期：1 期 2 年、再選可）の指名が行われる。アジア地域は、第 20 回 CCASIA（2016 年 9 月）でインドが推薦されている。 	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

仮議題 18. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	対処方針
コーデックス部会の議長を指名する国の指定	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	現在の議長国を支持して差し支えない。

仮議題 19. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題 20. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 49 回コーデックス食品添加物部会

日時：2017 年 3 月 20 日（月）～3 月 24 日（金）

場所：澳門（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会、その他の部会からの付託事項
3(a)	FAO / WHO 及び第 82 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 82 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項の整合：整合に関する電子的作業部会の報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：CCFA48 未解決の条項；食品分類 14.1.4 の安息香酸類の条項；食品分類 5.0 及び 5.1 の条項；注釈 22 に関連する条項；食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4（GSFA の電子的作業部会の報告）
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：種々の食品分類のアジピン酸（INS 355）の使用濃度（CL 2016/9-FA の回答）
5(c)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規/改訂の提案（CL 2016/8-FA、ポイント 4 (a)、4 (b) & 4 (c) の回答）
5(d)	ブドウ酒の製造における食品添加物の使用に関する討議文書
5(e)	硝酸塩（INS 251、252）及び亜硝酸塩（INS 249、250）の使用に関する討議文書
6	食品添加物の国際番号システム（INS）の変更／追加に関する修正原案（CAC/GL 36-1989）
7	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの追加及び変更の提案（CL 2016/13-FA の回答）
8	CCFA 作業の管理に関する討議文書
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書案の採択

※ 標記会合に先立ち、2017 年 3 月 17 日（金）・18 日（土）に GSFA に関する作業部会が開催された。

第 49 回食品添加物部会（CCFA）概要

1. 日時

2017 年 3 月 20 日（月）～3 月 24 日（金）

2. 場所

澳門（中華人民共和国）

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課	主査	中村 亮太
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課	主査	一戸 集平
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課	係員	酒井 義瑛
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	阪本 和広
国税庁課税部鑑定企画官付	調整係長	北村 哲也
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部	部長	佐藤 恭子
テクニカルアドバイザー (一社)日本食品衛生協会		脊黒 勝也

2017 年 3 月 20 日から 24 日まで、澳門（中華人民共和国）で 50 加盟国、1 加盟機関（EU）及び 32 国際機関からの代表者が出席し、第 49 回コーデックス食品添加物部会（Codex Committee on Food Additives : CCFA）会合が開催された。議長は Dr. Junshi Chen（中国食品安全リスク評価センター（CFSA））が、副議長は Dr. Yongxiang Fan（CFSA）が務めた。

4. 結果概要

議題 1. 議題の採択

部会は、仮議題を議題として採択した。

また、以下の会期内作業部会を開催することに合意した。

一承認及び整合に関する作業部会（議長国：豪州）：コーデックス個別食品規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改定（議題 4(a)）、個別食品規格の食品添加物条項と「食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN

- 192-1995)」(GSFA)¹の関連条項の整合(議題4(b))、今後の整合に関する作業
- 食品添加物の国際番号システム(INS)に関する作業部会(議長国:イラン):INSの変更/追加に関する修正原案の提案(議題6)
- JECFAによる評価のための食品添加物の優先リストに関する作業部会(議長国:カナダ):優先リストへの追加及び変更の提案(議題7)

議題2. コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項

部会は、総会及びその他部会等から付託された又は関連する事項について検討した。

(第39回総会からの付託事項)

金(INS 175)及び銀(INS 174)の条項

部会は、金(INS 175)及び銀(INS 174)をJECFAによる評価のための食品添加物の優先リスト(安全性の評価及び成分規格の作成)に含めることに合意した。また、JECFAの評価に必要なデータが入手可能であることが第50回CCFAで確認できなければ、これらの物質を優先リストから削除することに合意した。

(第28回コーデックス加工果実・野菜部会(CCPFV)からの付託事項)

加工果実及び加工野菜の食品添加物の使用に関する技術的正当性等

部会は以下の事項に合意した。

- (1) CCPFVの回答を考慮して、GSFAの関連条項の改定について第50回CCFAで検討すること。
 - 食品分類04.1.2「加工果実」における酸化防止剤及びトコフェロール類(INS 307a, b, c)の使用
 - 食品分類04.1.2.3「酢、油又は塩水漬け果実」における酒石酸類(INS 334, 335(ii), 337)の使用
 - 食品分類04.1.2.5「ジャム、ゼリー及びマーマレード」におけるアルギン酸プロピレングリコール(INS 405)の使用
- (2) 以下の技術的正当性に関するよりの確な回答をCCPFVに求めること。
 - 食品分類14.1.2「果汁及び野菜ジュース」及び食品分類14.1.3「果実及び野菜ネクター」における「乳化剤、安定剤、増粘剤」及びキサントガム(INS 415)の使用
 - 食品分類04.1.2.2「ドライフルーツ」における酸味調整剤及び酒石酸(INS 334, 335(ii), 337)の使用
 - 食品分類04.1.2.6「食品分類04.1.2.5の製品を除く、果実を主原料とするスプ

¹ コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則(食品添加物の安全性、使用の妥当性及び適正製造規範(GMP)の考え方等)、食品へのキャリーオーバー(食品の原材料の製造等に使用された食品添加物が食品中に存在すること)の考え方等の他、食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

- レッド（チャツネ等）」における酒石酸（INS 334, 335(ii), 337）の使用
- (3) アクリルアミドを低減することを目的としたフレンチフライポテトにおける着色料の使用の技術的正当性の検討は CCPFV の所掌範囲であり、また、着色料の技術的正当性を検討するために必要な情報を CCPFV に提出するよう参加国及びオブザーバーに求めるべきという JECFA 事務局の説明を CCPFV に伝えること。
- (4) DL-リンゴ酸（INS 296）へのキレート剤機能の追加を検討するよう INS に関する電子的作業部会に求めること。

（第 25 回コーデックス油脂部会（CCFO）からの付託事項）

油脂における食品添加物の使用の技術的正当性

検討に時間を要している食品分類 02.1.2「植物油脂」における乳化剤の使用の技術的正当性を除き、CCFO から油脂における食品添加物の使用の技術的正当性について回答があった。部会は、CCFO からの回答を検討するよう GSFA に関する電子的作業部会へ要請することに合意した。

議題 3(a). FAO/WHO 及び第 82 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項

JECFA 事務局から、第 82 回 JECFA（2016 年 6 月 7 日～16 日、ジュネーブ（スイス））の結果の概要の報告があった。部会は JECFA からの報告に基づき議論を行った。主な結果は以下のとおり。

乳児用調製乳の使用に関する食品添加物の規格に関する鉛の限度

有害物質への暴露を減らす努力が支持される一方、既に「食品及び飼料中の汚染物質の一般規格」（CODEX STAN 193-1995）で乳児用調製乳の鉛の最大濃度が設定されており、乳児用調製乳とそれ以外の用途で原材料に異なる限度量を設定するのは複雑であり、実用的ではないとする意見が表明された。いくつかの代表団及びオブザーバーは、全ての食品分類に対して食品添加物の鉛の濃度をただ 1 つ定める方がより適切であるとの見解を述べた。

ADI 及びその他の毒性学的勧告の変更の結果としてのアクション カロブベーンガム（INS 410）

JECFA 事務局から、追加データの要請やスポンサーから提起された懸念についてスポンサーと現在協議中であり、スポンサーから合理的な要請があり、提出期限を延長する必要がある場合には、現在進行中の協議の中で検討することになる旨の説明がなされた。

キノリンイエロー（INS 104）

当初は GSFA の表 1、表 2 に含めるために使用実態について各国からコメントを求めるという案であったが、コーデックス事務局により、キノリンイエローの食品添加

物条項は既に GSFA に含まれていることが確認されたため、上記の対応はしないこととなった。

ステビオールグリコシド

部会は、ADI が 0-4 mg/kg 体重（ステビオールとして）であり、ヤロウディア・リポリティカ（*Yarrowia lipolytica*）で発現するレバウディオサイド A も ADI に含まれることに留意した。製造工程が異なるため新たに INS を割り当てるべきかどうか検討が必要であり、第 50 回 CCFA で検討するための案を検討するよう INS に関する電子的作業部会に要請することになった。

乳児用調製乳に使用される食品添加物の JECFA の評価の概要

JECFA 事務局から、乳児用調製乳及び特別医療用調製乳の規格（CODEX STAN 72-1981）に掲載されている食品添加物及び GSFA の食品分類 13.1.1 及び 13.1.3 に掲載されている食品添加物全てに関する評価の概要を、第 47 回 CCFA の要請に応じて JECFA 事務局が作成したとの説明があった（CRD15；いくつか修正した上でコーデックスのウェブサイトに改めて掲載される予定）。

JECFA 事務局は、乳児用調製乳に使用する食品添加物には、ケースバイケースの評価が必要であることを部会に喚起した。また、上記の評価の概要をコーデックス栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に情報提供することを提案した。

この提案に対して、既に食品添加物が策定されており、また、安全性の問題は CCFA が議論すべきであるという情報を CCNFSDU がどのように活用するのか疑問が提起されたが、CCNFSDU が現在行っている食品添加物の技術的正当性に関する作業及び今後行われる整合性に関する作業においてこれらの情報が考慮されうるとの説明がなされた。

EU は、乳児用調製乳及び乳児用（12 週齢未満）の特別医療用調製乳において策定された食品添加物条項のいくつかに関して適切な安全性評価がなされておらず、この問題について適切にフォローアップすべきであると懸念を表明した。

最終的に、部会は、CCNFSDU における更なる検討のため、JECFA 事務局が作成した評価の概要及びペクチン及びキサントガムの JECFA の評価結果を CCNFSDU に情報提供することに合意した。

議題 3 (b). 第 82 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案

第 82 回 JECFA 会合の概要について、JECFA 事務局より報告がなされた。主な議論は以下のとおり。

副次的添加物の参考

EU 等から、タゲテス エレクタ（*Tagetes erecta*）由来のルテインエステル類（INS 161b(iii)）及びペクチン（INS 440）の新たな成分規格案において、副次的添加物に関する

記述が含まれていることに懸念が表明された。具体的な記述は以下のとおり：

- ・ルテインエステル類(INS 161b(iii))：製品を安定化するために食品グレードの酸化防止剤が通常添加される。
- ・ペクチン(INS 440)：二酸化硫黄を保存料として添加してもよい。ペクチンは、pH制御に必要な食品グレードの適切な緩衝塩と混合してもよい。

さらに、これらの代表団は以下のように主張し、この問題について包括的なアプローチを考えるべきであるとの説明を行った。

- (i) 上記のような記述を含めることは、成分規格によって副次的添加物の使用が認められていると認識されるため適切ではない
- (ii) ペクチン(INS 440)について、食品分類 13.1.2「フォローアップ調製乳」及び食品分類 13.2「乳幼児のための補助食品」において食品添加物条項が策定されているが、GSFA の序文ではこれらの2つの食品分類において食品添加物のキャリーオーバーは認めていない
- (iii) 二酸化硫黄は加工助剤として使われており、アレルギー表示を目的に成分規格に記載されているものであり、副次的添加物としてみなされるべきものではない

JECFA 事務局は、JECFA の成分規格は商業的に流通されている（評価に用いられた）製品の情報に基づき作成しており、使用者に必要な情報を提供するために、必要に応じて他のマイナーな化合物が存在することを記載する場合があることを説明した。

JECFA 事務局は、提起された懸念については、GSFA における適切な脚注や同種の手段を通して解決しうるが、そのような規制的な事項を JECFA の成分規格に含めることは適切ではないことを強調した。さらに、副次添加物としての使用を推奨すると誤解される可能性があるという懸念に関して、JECFA の成分規格は、各国における食品添加物の規制許可のためのガイドとなるものではないと説明した。

コーデックス事務局は、JECFA の成分規格は参考として採択されるものであり、コーデックスによるいかなる変更も JECFA に受け入れられるべきだと説明した。

最終的に、部会は、「食品添加物のコーデックス成分規格リスト」（CAC / MISC 6-2016）の導入部分の改定し、次の脚注を挿入することに合意した。

「副次的食品添加物（例えば、調理に使われる酸化防止剤、担体、安定化剤、保存料）の使用は、GSFA 条項に準拠しなければならない。」

結論

部会は、アスパルテーム等 15 の食品添加物の規格をステップ 5/8 で採択することについて第 40 回総会に諮ることに合意した。

また、食品添加物の同一性及び純度の規格のリストの導入部分を修正することについて第 40 回総会に諮ることに合意した。

議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改定

各部会から付託された個別食品規格における食品添加物条項について、会期内作業部会（議長国：豪州）からの勧告に基づき議論した。

部会は、コーデックスアジア地域調整部会（CCASIA）から承認が求められた豆乳におけるトコフェロールの使用（非発酵大豆製品の地域規格（CODEX STAN 322R-2015）関連）及び味付け海苔におけるアセスルフアムカリウムの使用（海苔製品の地域規格原案（STEP5/8）関連）を承認した。また、コーデックススパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）から承認が求められたグリーンペッパーにおける二酸化硫黄（INS 220）の使用（ブラック、ホワイト及びグリーンペッパーの規格原案（STEP5/8）関連）を承認した。

議題 4(b)． 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合

（経緯）

CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させる作業を進めている。これまでに、食肉関連の 5 つの個別食品規格、「ブイヨン及びコンソメの規格」（CODEX STAN 117-1981）及びチョコレート関連の 4 つの個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための検討が終了した。

前回会合において、部会は、電子的作業部会（議長国：豪州、共同議長国：米国）を設置し、冷凍水産製品関連の 10 の個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項との整合のための提案を作成すること等の作業を行うことに合意した。

電子的作業部会が検討を行った個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合の提案について、会期内作業部会（議長国：豪州）が検討を行った。部会は、会期内作業部会からの勧告案に基づき議論を行った。

勧告 2（CCPFV26 からの付託事項）

部会は、CCPFV26 が作成した個別食品規格と GSFA の整合に関して、GSFA 及び関連の個別食品規格の改定を承認した。

勧告 3（CCPFV28 からの付託事項）

部会は、電子的作業部会で以下のことを検討することに合意した。

- (i) 果実缶詰規格に含まれる製品における pH 調整剤の使用及び特別包装の梨缶詰における着色料の使用
- (ii) パイナップル缶詰の附属書中のポリジメチルシロキサン（INS 900a）及びアスコルビン酸（INS 300）の食品添加物条項の整合

勧告 4（個別食品規格の改定）

部会は、冷凍魚製品に関する規格の食品添加物条項を改定することを承認した。

勧告 5（GSFA の改定）

部会は、冷凍魚製品の規格と GSFA の関連する食品添加物条項の整合をとったことに伴う GSFA の改定を承認した。また、我が国から、個別食品規格との整合の観点から、食品分類 09.2.1 のアルギン酸ナトリウム (INS 401) の条項に付けられている注釈 332「光沢剤としての一般使用のため」を削除することを提案し、部会は、提案のとおり修正することに合意した。

勧告 6 (CCFFP34 の付託事項)

部会は、エビの缶詰規格におけるエチレンジアミン四酢酸 (EDTA) (INS 385, 386) に関する条項と GSFA を整合させるため GSFA を改定することを承認した。

勧告 7 (個別食品部会が担当する整合作業のガイダンス)

部会は、個別食品部会が個別食品規格と GSFA の整合を取る作業をする際に活用するガイダンスの案について、電子的作業部会で検討することを承認した。

勧告 8 (今後の整合に関する作業)

部会は、以下の勧告を承認した。

- (i) 残りの 9 つの魚類及び水産製品の個別食品規格について食品添加物の整合に関する作業を行うこと。
- (ii) 個別食品規格が使用を認めている食品添加物のうち GSFA の表 3 にある添加物への対応を検討すること。

結論

部会は、以下の事項について、第 40 回総会に採択を求めることに合意した。

- a) トマト保存品の規格 (CODEX STAN 13-1981) 及び加工トマト濃縮品の規格 (CODEX STAN 57-1981) における食品添加物条項の改定
- b) 内臓未処理及び処理済みの急速冷凍魚の規格 (CODEX STAN 36-1981) 等の個別食品規格の食品添加物条項の改定
- c) 10 の冷凍魚製品規格と GSFA の整合に関連する GSFA の食品添加物条項の改定
- d) 特定かんきつ類缶詰の規格 (CODEX STAN 254-2007) 等と GSFA の整合に関連する GSFA の食品添加物条項の改定
- e) エビ缶詰の規格中の EDTA の添加物条項と GSFA の整合に伴う GSFA の食品添加物条項の改定

また、電子的作業部会 (議長国：豪州、共同議長国：米国) を設置し、以下の事項を検討することに合意した。

- a) 作業が残っている魚類及び水産製品規格の整合作業を行うこと：エビの缶詰の規格 (CODEX STAN 37-1991)、マグロ及びカツオの缶詰の規格 (CODEX STAN 70-1981)、カニの缶詰の規格 (CODEX STAN 90-1981)、イワシ類の缶詰製品 (CODEX STAN 94-1981)、塩漬けたタラ類及び乾燥塩漬けたタラ類の規格

(CODEX STAN 167-1989)、海洋及び淡水魚、甲殻類及び軟体動物由来のクラッカー (CODEX STAN 222-2010)、塩漬けしたニンジン類 (CODEX STAN 244-2004)、チョウザメのキャビア (CODEX STAN 291-2010)、フィッシュソース (CODEX STAN 302-2011)

- b) 個別食品規格が使用を認めている食品添加物のうち、GSFA の表 3 にある食品添加物への対応の改定を検討すること
- c) 特定の果物の缶詰の規格 (CODEX STAN 319-2015) (梨缶詰及びパイナップルの缶詰の附属書) と GSFA の整合をとる作業を行うこと
- d) GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンスを作成すること

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

本会議に先立ち、3 月 17 日及び 18 日に食品添加物に関する一般規格 (GSFA) に関する物理的作業部会 (議長国：米国) を開催し、議題 5(a)、5(b)及び 5(c)について検討を行った。本会合では、議題 5(a)、5(b)及び 5(c)については物理的作業部会からの勧告に基づき、議題 5(d)及び 5(e)については討議文書に基づき議論を行った。

議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 第 48 回 CCFA で未解決となっていた条項、食品分類 14.1.4 の安息香酸類の食品添加物条項、食品分類 5.0 及び 5.1 の食品添加物条項、注釈 22 が付いている食品添加物条項、食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 の食品添加物条項 (GSFA に関する電子的作業部会の報告)

附属書 1 及び 2 : 食品分類 01.2~08.4 並びに食品分類 5.0 及び 5.1 の食品添加物条項 (経緯)

第 46 回会合において、部会は、GSFA に関する電子的作業部会を設置し、「着色料」又は「甘味料」機能を持つ食品添加物条項の食品分類条項を除き、食品分類 01.2 から 08.4 までの食品添加物条項案又は原案を作成することに合意した。第 47 回会合では、時間の制約上、当該電子的作業部会からの提案を議論できなかったため、第 48 回会合に向けた GSFA に関する物理的作業部会においてこれらの提案を検討することに合意した。

前回会合の際に開催された GSFA に関する物理的作業部会において、上記の提案を検討したが、いくつかの条項案及び原案について合意に至らなかった。このため、部会は、合意に至らなかった条項案及び原案について、回付してコメントを要請することに合意した。また、整合の作業を行っていたために後日検討することにしていた食品分類 5.0 及びそのサブ分類における食品添加物条項案並びに原案についても、使用実態に関する情報を要請することに合意した。

(結果)

部会は、物理的作業部会の勧告に基づき議論を行った。

勧告 1

部会は、GSFA の食品分類 01.2 から 08.4 まで（食品分類 01.1.2 を除く。）の食品添加物条項案及び原案について、ステップ 8 又はステップ 5/8 で採択するという物理的作業部会の勧告を承認した。

勧告 2

部会は、物理的作業部会から提案のあった食品添加物条項案及び原案の作業中止の勧告を承認した。

勧告 3

部会は、トコフェロール等の使用についての GSFA の食品添加物条項の新規/改定の提案を求める回付文書をコーデックス事務局が発出することを承認した。更に部会は、食品添加物条項の新規及び/又は改定の提案を求める回付文書に添付する資料に、当該提案が、以下の質問を含めることに合意した。

- (i) 対応する個別食品規格が存在する食品分類に関連するものか
- (ii) 個別食品規格がカバーする食品の規格の変更を意図したものか

勧告 4

部会は、食品分類 01.6.4 「プロセスチーズ」における食品添加物条項案及び原案を次回の GSFA に関する物理的作業部会の検討項目に含めるとする勧告を承認した。

勧告 5

部会は、食品分類 05.0 「菓子類」及びそのサブ分類の表 1、2 及び 3 における食品添加物条項と個別食品規格の食品添加物条項の整合を取るため、GSFA を修正する勧告を承認した。

勧告 6

部会は、GSFA と個別食品規格の整合に関する電子的作業部会に、GSFA の表 3 に掲載する個別食品規格の表記の修正を検討するよう依頼することに合意した。

附属書 3：食品分類 14.1.4 の安息香酸類の食品添加物条項

(経緯)

前回会合において、JECFA による暴露評価の結果、高摂取群では安息香酸類の暴露量が ADI を超過する可能性があることから、部会は、GSFA の食品分類 14.1.4 「『スポーツ』、『エネルギー』、又は『電解質』飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料」の安息香酸類の現行の最大使用濃度 (600 mg/kg) を 250～300 mg/kg まで引き下げることを検討し、以下のことに合意した。

- ① GSFA に関する電子的作業部会で検討するため、安息香酸類の使用濃度及び技術

的正当性並びに暴露量に関する情報を各国に求めること

- ② 食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度を 250 mg/kg に変更するとともに、現行の注釈 123「pH が 3.5 より大きい飲料における 1000 mg/kg での使用を除く」を削除して、注釈 13「安息香酸として」及び新たな注釈 301「第 49 回 CCFA までの暫定最大濃度」を付けること

電子的作業部会において、各国からの情報及びコメントに基づき検討したが、食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度について合意には至らなかった。そのため、電子的作業部会の議長国から、部会に対し、次の 3 つのオプションを検討するよう提案があった。

- 1 食品分類 14.1.4 における安息香酸類 (INS 210-213) の最大使用濃度を 150 mg/kg とし、注釈 13「安息香酸として」を付ける
- 2 食品分類 14.1.4 における安息香酸類 (INS 210-213) の最大使用濃度を 200 mg/kg とし、注釈 13「安息香酸として」及び新たな注釈「3.5 より pH の大きい飲料及び濃縮品については消費する状態で 500 mg/kg とする。」を付ける
- 3 食品分類 14.1.4 における安息香酸類 (INS 210-213) の最大使用濃度を 250 mg/kg とし、注釈 13「安息香酸として」及び新たな注釈「3.5 より pH の大きい飲料及び濃縮品については消費する状態で 500 mg/kg とする。」を付ける

(物理的作業部会での議論)

物理的作業部会では、安全性及び使用濃度の技術的正当性の観点から 3 つのオプションについて討議が行われた。オプション 3 を支持する国は、250 mg/kg は国際貿易上技術的に正当性のある濃度であり、JECFA の安全性評価を満たしていると主張した。一方、オプション 1 を支持する国は、安息香酸類の使用を減らすべきであり、他の代替技術によって低減化できること、250 mg/kg は JECFA の安全性評価を満たさないと主張した。

JECFA 事務局はオプション 2 及び 3 は JECFA の安全性評価を満たすが、オプション 3 に記載された 500 mg/kg は JECFA の安全性評価を満たさない可能性があることを懸念した。議長は、食品分類 14.1.4 における安息香酸類 (INS 210-213) の最大使用濃度を 250 mg/kg とし、注釈 13「安息香酸として」を付けることを提案したが、EU 等が使用濃度 250 mg/kg について、安全性及び技術的正当性の観点から賛同しなかったことから、物理的作業部会では合意に至らなかった。

(結果)

勧告 7

本会合において、2 つのオプション (オプション A : 最大濃度 250 mg/kg、オプション B : 最大濃度 150 mg/kg) について検討を行ったが、最大使用濃度について合意が得られなかったこと及び業界が JECFA に新たな毒性データを提供することを約束したことから、部会は、第 50 回会合において業界が JECFA へのデータ提出時期を示

すという理解の下、現在の最大使用濃度 250 mg/kg を暫定値として維持することに合意した。そのため、部会は、食品分類 14.1.4 における安息香酸類の最大使用濃度を 250 mg/kg（注釈 13：安息香酸として）に維持し、注釈 301 を「第 50 回 CCFA までの暫定最大濃度」に修正することに合意した。

附属書 4：注釈 22 に関連する食品添加物条項

(経緯)

前回会合において、CCFFP からの要請に応じて、「燻製魚、燻製風味魚及び乾燥燻製魚の規格」(CODEX STAN 311-2013) の食品添加物条項と食品分類 09.2.5 の関連条項の整合について検討した。電子的作業部会から、注釈 22 を「個別食品規格に該当しない燻製魚製品のみを使用する。」に修正するとともに、既に承認されている食品分類 09.2.5 の食品添加物条項のうち注釈 22 が付いているものについて、注釈 XS311 「燻製魚、燻製風味魚及び乾燥燻製魚の規格 (CODEX STAN 311-2013) に該当する製品を除く。」を新たに含めることの提案があった。整合に関する会期内作業部会及び本会合において検討した結果、部会は、注釈 22 を「燻製魚、燻製風味魚及び乾燥燻製魚の規格 (CODEX STAN 311-2015) のセクション 1 に定義されているとおり、個別食品規格に該当しない燻製魚製品のみを使用する。」に修正するとともに、GSFA に関する電子的作業部会において、CODEX STAN 311-2015 のセクション 1 で定義されている個別食品規格に該当しない製品における食品添加物の使用実態に関する情報を収集して、第 49 回会合で検討することに合意した。

結論

勧告 8-9

部会は、物理的作業部会から勧告のあった以下の事項を承認した。

- (i) 燻製魚ペーストは CODEX STAN 311 でカバーされていない食品であり、いくつかの食品添加物について燻製魚ペーストに使用しているとの情報提供があったことから、注釈 22 を「燻製魚ペーストのみを使用する」に修正すること
- (ii) 燻製魚ペーストにおける使用実態の情報が提供されなかった食品添加物について、食品分類 09.2.5 における食品添加物条項案及び原案の作業を中止すること

勧告 10-11

部会は、物理的作用部会から勧告のあった、燻製魚ペーストにおける使用実態に関する情報が提供された食品分類 09.2.5 の食品添加物条項案及び原案について、現在のステップに留め、燻製魚ペーストにおける使用について各国からコメントを求めること及び使用実態に関する情報が提供されなかった食品分類 09.2.5 におけるインディゴチン (INS 132) の食品添加物条項を廃止することを承認した。

勧告 12

部会は、食品分類 09.2.5 の食品添加物条項案及び原案について、ステップ 8 又はス

テップ 5/8 で採択するという勧告を承認した。また、食品分類 09.2.5 におけるアルラレッド AC (INS 129) に注釈 NN「燻製魚、燻製風味魚及び乾燥燻製魚の規格 (CODEX STAN 311-2015) に含まれる食品への使用に限る」を追記することに合意した。

附属書 5：食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 の食品添加物条項 (経緯)

前回会合において、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」の見直しを行い、部会は、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」を食品分類 01.1「液状乳及び乳製品」とし、そのサブ分類を、食品分類 01.1.1「液状乳 (プレーン)」、01.1.3「液状バターミルク (プレーン)」及び 01.1.4「香り付けした液状乳飲料」に再構成するとともに、新たなサブ分類として食品分類 01.1.2「その他の液状乳 (プレーン)」を追加することに合意した。また、「発酵乳の規格」(CODEX STAN 243-2003)に従って、発酵乳ベースのプレーン飲料を食品分類 01.2.1「発酵乳 (プレーン)」に含めることに合意した。

この食品分類の改定に伴い、前回部会は、食品分類 01.1「液状乳及び乳製品」、01.1.1「液状乳 (プレーン)」、01.1.3「液状バターミルク (プレーン)」及び 01.1.4「香り付けした液状乳飲料」における食品添加物条項の検討を GSFA に関する電子的作業部会に依頼することに合意した。

なお、新たに策定された食品分類 01.1.2「その他の液状乳 (プレーン)」における食品添加物条項については、通常の新規食品添加物条項の提案の手続きと同様、回付文書に対応して提案することとされた (議題 5 (c)で検討)。

結論

勧告 13

部会は、食品分類 01.1.1 及び 01.1.4 の食品添加物条項案及び原案について、ステップ 8 又はステップ 5/8 で採択すること並びに食品分類 01.1.3 及び 01.1.4 の既に GSFA に収載されている食品添加物条項を改正する勧告を承認した。

また、ショ糖脂肪酸エステル (INS 473) 及びショ糖グリセリド (INS 474) と ADI を共有していることから、食品分類 01.1.4 にショ糖オリゴエステル (タイプ I 及びタイプ II) (INS 473a) の食品添加物条項を追加すべきである旨我が国から発言し、部会は、提案のとおり追加することに合意した。

勧告 14

部会は、食品分類 01.1.1 の食品添加物条項案及び原案について現在のステップに留め、

- (i) 安定剤の機能をもつ食品添加物 (カラギーナンなど) の技術的正当性
- (ii) 使用される食品及び安定剤としての効果を発揮するために必要な使用濃度についての情報を求めることに合意した。また、食品分類 01.1.4 のアドバンテームの規格原案について現在のステップにとどめることに合意した。

勧告 15

部会は、物理的作業部会から提案のあった食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 における食品添加物条項案及び原案の作業を中止する勧告を承認した。

勧告 16

部会は、物理的作業部会から提案のあった食品分類 01.1.4 における食品添加物条項を廃止する勧告を承認した。

議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 種々の食品分類のアジピン酸 (INS 355) の使用濃度 (CL 2016/9-FA への回答)

(経緯)

前回会合において、EU からアジピン酸類への暴露についての安全性の懸念が示されたことから、JECFA 事務局に対して暴露評価の説明を求めたところ、アジピン酸の毒性評価は 1966 年に行ったものであり、その当時は暴露評価を行っていない旨の説明があった。このため、第 48 回 CCFA は、個別食品規格で認められているものを除き、アジピン酸に係る全ての食品添加物条項案及び原案の作業を保留することに合意した。また、JECFA が暴露評価を行うために必要なアジピン酸 (INS 355) の使用濃度に関する情報を求める回付文書をコーデックス事務局が発出すること、及び、期限までに情報が提供されなかった場合は当該食品添加物条項案及び原案に係る作業を次回会合で中止するという勧告を承認した。

今次会合では、各国から提出された食品中のアジピン酸 (INS 355) の濃度に関する情報を基に議論が行われた。

(結果)

勧告 17-18

部会は、アジピン酸 (INS 355) の食品添加物条項案について、親分類で使用実態に関するデータが提出されなかったものは、データが提出されたサブ分類に親分類から移動すること、及びデータが提出されなかった食品分類におけるアジピン酸の規格の策定作業を中止することを承認した。部会は、各国から提供された情報のうち、現在、規格案及び規格原案となっていないものは検討しなかったが、これらの情報を含めて JECFA 事務局に全ての情報を共有することに合意した。

議題 5 (c). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改定の提案 (CL 2016/8-FA への回答)

(経緯)

食品添加物条項の新規/改定の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改定案について、GSFA に関する物理的作業部会での検討結果に基づき、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討が行われた。

また、前回会合で新たに策定された食品分類 01.1.2 「その他の液状乳 (プレーン)」

における食品添加物条項についても、通常の手続きと同じく、回付文書に対応して提案することとされた。

(結果)

勧告 19

部会は、新規提案された食品添加物条項を GSFA のステップ 2 で加えること及び次回会合から、締め切り後に提出された回答は受けつけないことに合意した。

我が国から提案した食品分類 01.1.2 におけるレシチン等の新規添加物条項及び複数の食品分類におけるパプリカ抽出物の新規添加物条項について、部会は、ステッププロセスに含めることに合意した。

議題 5 (d). ブドウ酒の製造における食品添加物の使用に関する討議文書

(経緯)

第 45 回会合において、食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブ分類への「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関する水平アプローチ案及び食品添加物条項案の作成、並びにこれ以外の食品添加物の新規の食品添加物条項案の検討が進められ、第 46 回会合において、食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブ分類で使用される「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」については、ケースバイケースで検討すべきとされた。第 47 回会合において、部会は、乳化剤等の使用によりブドウ酒の同一性等に与える影響及び懸念を明確にすること、並びにブドウ酒における食品添加物の最大使用濃度を数値又は GMP とした場合の影響について検討することに合意した。

前回会合において、電子的作業部会の勧告に基づき議論を行い、ワイン中の食品添加物の使用に関する一般的な考え方(ワインの本質的な特性を変えるものであってはならないこと、ワインの構成を大きく変えるものであってはならないこと)については、概ね合意が得られたが、国際ぶどう・ぶどう酒機構(OIV)から GMP に関する助言を得ることについては、合意には至らなかった。部会は、電子的作業部会(議長国: EU、共同議長国: 豪州)を設置し、作業文書や本部会で表明された各国の意見等を考慮に入れた上で、以下の事項を検討することに合意した。

- (i) ワイン中の食品添加物に関する GSFA の修正の勧告の策定及び解析
- (ii) pH 調整剤、安定剤及び酸化防止剤の機能分類に属する食品添加物の条項の検討

電子的作業部会における検討の結果、部会に対し、次の 2 つのオプションを検討するよう提案がなされた。

- A GMP とされる添加物の最大使用量については、(i)ワインの本質的な特性を変えるものであってはならない、(ii)ワインの構成を大きく変えるものであってはならない。また、最大使用量は OIV の基準値と一致させるべきである。
- B GMP とされる添加物の最大使用量については、(i)ワインの本質的な特性を変えるものであってはならない、(ii)ワインの構成を大きく変えるものであってはならな

い。また、最大使用量は OIV の基準値と一致するよう規定することができる。

議論

部会は、電子的作業部会の勧告に基づき議論を行った。オプション A を支持する国と、OIV への参照を含まない注釈を支持する国とで意見が対立した。我が国からは、特定の機関にのみ拘束されない注釈であれば受け入れ可能である旨を発言した。

副議長から修正案が出されたが、各国の賛同が得られず、現在のステップを維持した上で、議論を中断することとなった。

結論

ワインの食品分類における、pH 調整剤、安定剤、酸化防止剤の機能分類に属する食品添加物の脚注の記載について合意に至ることができなかったことから、部会はこの議題についての検討を中止することに合意した。また、ブドウ酒（食品分類 14.2.3）の食品添加物条項は現在のステップに留められることとなった。

議題 5 (e) . 硝酸塩 (INS 251、252) 及び亜硝酸塩 (INS 249、250) の使用に関する討議文書

前回会合の際に開催された物理的作業部会において、EU から硝酸塩類 (INS 251、252) 及び亜硝酸塩類 (INS 249、250) の最大使用濃度の表し方 (使用濃度 / 残留濃度)、適切な使用濃度並びに安全性について懸念が示された。前回の会合において、物理的作業部会の報告書に基づき議論を行い、第 49 回会合で検討するために、硝酸塩類 (INS 251、252) 及び亜硝酸塩類 (INS 249、250) の食品添加物としての使用に関する安全性の懸念を特定するための討議文書を、JECFA 事務局の協力の下、オランダが作成することに合意した。

オランダが作成した討議文書には、硝酸塩類及び亜硝酸塩類についての基本的な情報や背景、JECFA によるリスク評価結果などが整理されており、また、CCFA への勧告 (検討事項) として、①最大使用濃度の表し方に関して JECFA に助言を求めること、②リスクベネフィットアナリシスに関して JECFA に助言を求めること、③ JECFA の助言を考慮して適切な使用及び使用濃度を検討すること、が提案されている。

結果

部会は、以下の事項を指摘した。

- (i) 食品への硝酸塩と亜硝酸塩の使用により健康への懸念が生じる可能性があること。野菜の摂取によるリスクも考慮する必要があること。さらなる科学的知見が必要であること。
- (ii) 勧告には、リスク評価 (JECFA の役割) とリスク管理 (CCFA の役割) の両方が含まれていること。
- (iii) 3 つの勧告は、リスク管理 (すなわち CCFA) が対処すべき問題とリスク評価

(JECFA 又はその他の適切な機関 FAO/WHO からの科学的助言) を経て検討すべき問題を明確に定義するためにさらに推敲されるべきであること。

結論

部会は、以下の議題についての電子的作業部会（議長国：EU、共同議長国：オランダ）を設置することに合意した。

CX/FA17/49/11 の硝酸塩及び亜硝酸塩の使用に関する懸念に基づき、

- (1) どの問題が部会で対処でき、どのような科学的助言が必要か分析すること
- (2) 部会が対処すべきリスク管理の問題へのアプローチを提案すること
- (3) 実現可能性及びデータ利用可能性を考慮して、JECFA 又は他の適切な FAO / WHO の科学的助言を行う機関が対処すべき質問の範囲を明確にすること

第 50 回会合に向けた GSFA に関する作業

GSFA に関する電子的作業部会の検討事項

部会は、電子的作業部会を設置（議長国：米国）し、以下について検討することに合意した。

- (i) CCPFV, CCFO の検討結果を考慮した規格案の作成
- (ii) 食品分類 09.2.5 で注釈 22（燻製魚ペーストへの使用に限る）が付いている食品添加物条項の検討
- (iii) 食品中の最大濃度を数値で設定すべきか GMP とすべきかに関する技術的必要性を考慮した、食品分類 01.1.1 液状ミルク（プレーン）へのクエン酸三ナトリウムの規格の検討
- (iv) 食品分類 01.1.1 液状ミルク（プレーン）に含まれる食品のうち特定の食品添加物の特定の食品への技術的必要性及び安定剤としての機能を達成するために必要な食品中の最大濃度
- (v) 食品分類 09.0（魚類水産製品）から食品分類 16.0（複合食品）にある食品添加物条項案及び原案の検討（ただし、着色料、甘味料の機能を有する食品添加物、アジピン酸、硝酸・亜硝酸及び食品分類 14.2.3 を除く）
- (vi) 食品分類 01.1.2 の食品添加物条項案及び原案（ただし、着色料及び甘味料の機能を有する食品添加物を除く）

GSFA に関する物理的作業部会

部会は、第 50 回会合の直前に物理的作業部会を開催し、以下の事項に関して本会合への勧告を作成することに合意した。

- (i) GSFA に関する電子的作業部会の報告書
- (ii) GSFA の新規添加物条項及び／又は食品添加物条項の改定の提案に関する回付文書への各国からの回答
- (iii) 食品分類 01.6.4 「プロセスチーズ」における食品添加物条項に関する第 49 回 CCFA の電子的作業部会からの勧告

議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) の変更/追加に関する修正原案の提案

前回会合において、電子的作業部会（議長国：イラン）を設置し、INS の変更/追加に関する各国の提案を検討することで合意された。電子的作業部会での意見を踏まえ、会期内作業部会（議長国：イラン）において作成した勧告に基づき本会合で議論を行った。

部会は、会期内作業部会から勧告のあった、INS に新規の食品添加物を追加すること（勧告 1）、特定の食品添加物の機能分類及び技術的目的を修正すること（勧告 2）を承認した。また、部会は、トレハロースについて、過去に JECFA が食品添加物として評価し、ADI を特定しないと結論したことに言及したが、多くの国でトレハロースは食品原料として扱われていることから、INS に含めないことに合意した。

結論

部会は、INS の修正原案について、ステップ 5/8 として第 40 回総会に諮ることに合意した。

また、部会は、電子的作業部会（議長国：イラン、共同議長国：ベルギー）を設置し、以下の事項を検討することに合意した。

- ・ 回付文書への回答に基づく INS の追加及び変更
- ・ DL-リンゴ酸 (INS 296) へのキレート剤機能 (sequestrant) の追加
- ・ ステビオールグリコシドの命名と INS 番号

議題 7. JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案

各国から提案された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの追加及び変更の提案について、会期内作業部会（議長国：カナダ）で議論を行い、会期内作業部会による勧告に基づき本会合で議論を行った。

安息香酸 (INS 210-213)

部会は、優先リストから安息香酸を削除することに合意した（議題 5(a)関係）。

カロブビーンガム (INS 410)

データの提供可能性は確認されていないが、部会は、JECFA とスポンサー間で話し合いが進行中であることを考慮して、優先リストに留めることに合意した。

カシヤガム (INS 427)

データの提供可能性が確認されなかったため、部会は、カシヤガムを優先リストから削除することに合意した。カシヤガムの成分規格が暫定的なものであり、JECFA による成分規格策定の作業を完了するための情報提出期限が 2017 年 12 月までとなっていることから、部会は、GSFA におけるカシヤガムの食品添加物条項に関する作

業を行わないが、JECFA にデータを提供するよう参加国に促すことに合意した。

ナタマイシン (INS 235) 及びナイシン (INS 234)

部会は、今回提案のあったナタマイシン及びナイシンに関する科学的助言の依頼は、通常の JECFA への要請範囲を超えていることに言及した。部会は、JECFA 又は FAO / WHO 科学的助言プログラムを通じた他のメカニズムによって科学的助言が提供されうるとの注釈を記載した上で、優先リストへ含めることに合意した。

ソルビン酸ナトリウム (INS 201)

部会は、第 50 回会合においてデータの提供可能性が確認されない場合、優先リスト、関連する GSFA の添加物条項及び個別食品規格のそれぞれからソルビン酸ナトリウムを削除するという前提の下、追加で 1 年間優先リストに留めることに合意した。

5'-デアミナーゼ、リパーゼ、ホスホジエステラーゼ及びコラゲナーゼ

我が国から提案した、5'-デアミナーゼ、リパーゼ、ホスホジエステラーゼ及びコラゲナーゼの加工助剤として使用した場合の安全性評価並びに同一性及び純度の規格設定については 2017 年 12 月までにデータ提出が可能である旨日本から発言し、優先リストに掲載されることになった。

昨年我が国から提案して優先リストに掲載されたものの、JECFA による評価の対象とならなかった β -グルカナーゼ及びホスホリパーゼについて、申請企業に評価要請の意思があること及びデータ提出が可能である旨日本から発言し、優先リストに引き続き掲載されることとなった。

優先順位

優先リストに掲載されている物質の中で特に優先度が高い物質に注釈*を付けていたが、多くの物質に注釈*が付けられており実質的な意味がほとんどないこと、また、議題 8 の下で作業の優先順位に関する議論が行われることを考慮して、部会は、優先リストから注釈*を削除することに合意した。

結論

部会は、JECFA による評価のための優先リストについて、FAO 及び WHO に提出すること及び第 40 回総会に採択を求めることに合意した。

議題 8. CCFA の作業の管理に関する討議文書

今次会合では、CCFA ホスト国である中国及び GSFA の作業部会の議長国である米国が作成した今後の CCFA の作業計画に関する討議文書に基づき議論を行った。

部会は、討議文書にまとめられていた作業管理において検討すべき事項について、広く賛成の意を表明した。各国の代表団から以下の意見が表明された。

戦略的方向性

(i) CCFA の作業の優先順位付けの方法 (strategy) を検討すべきである。

新規食品添加物条項の提案

- (ii) GSFA に関する作業の優先順位付けの考え方を策定することが重要であり、GSFA に提案を含めるためのより厳格な正当性のクライテリアを設けるべきである。
- (iii) 新規提案のための様式における技術的正当性の記載方法に関するガイダンスが提供されるべきであり、食品添加物の技術的な使用が正当化されるために必要な情報を明確化することが重要である。

JECFA による評価

- (iv) 複数のオブザーバーが、酵素の評価に関心を示すとともに、JECFA による評価が保留されている酵素が多くあることに懸念を表明した。
- (v) 酵素について、安全性に関する懸念はほとんどないことから、香料と同様な方法を策定してはどうか。
- (vi) 優先リストに掲載されている物質の優先順位付けをする必要があり、まずは本件についての討議文書を作成する必要があるが、他の優先度の高い CCFA の作業と密に連携する必要がある。

加工助剤

- (vii) CCFA の作業は、加工助剤を含む全ての食品添加物が対象であり、GSFA に関する作業が終わり次第速やかに加工助剤に関する作業を行うべきである。その作業には、加工助剤の技術的正当性をリスト化するなど、加工助剤の一般規則の策定を検討することも含まれる。これは、INS に関する作業の助けにもなる。
- (viii) 優先リストから加工助剤を除くことにより、ほとんどが加工助剤として使用されている酵素の評価に影響を与えうる。加工助剤に関する作業計画が必要である。

着色料

- (ix) いくつかの着色料の食品添加物条項が長年ステッププロセスで保留されており、クルクミンなどの着色料は議論もされていないことから、GSFA に着色料を含めるためのメカニズムを策定する必要がある。いくつかの国では、GSFA をそのまま採用しており、GSFA に規定されていない着色料の使用が禁止されているため、製品の見直しにつながっている。
- (x) 着色料の安全性評価は優先度が高いとされ、いくつかの着色料について JECFA による再評価が終了したが、CCFA はまだそれらについて検討していない。そのような着色料及び現在検討が保留されている多くの着色料の食品添加物条項をどのように処理していくか明確化が必要である。
- (xi) クルクミン (INS 100(i))、パプリカ抽出物 (INS 160c(ii))、スピルリナ抽出物 (INS 134) などの着色料への需要が世界的に高まっていることから、これらの物質に関

する CCFA の作業を優先順位付けする必要がある。

その他

(xii) 承認されていない物質（例：メラミン、スーダンレッド）の使用に関する問題を解決する必要がある。

結論

部会は、上記の議論及び「1つの CCFA アプローチ (one CCFA approach)」を支持する観点から、以下のことに合意した。

- a) 4つのワーキンググループ (GSFA、GSFA と個別食品規格の整合、INS 及び JECFA による評価のための優先リスト) の議長国とホスト国の中国が協力して、「CCFA の将来戦略」に関する討議文書を作成すること。
- b) 「CCFA の将来戦略」に関する討議文書は、次回会合に向けて参加国及びオブザーバーへコメントを回付するため、2017年10月までにコーデックス事務局へ提供しなければならないこと。

議題 9. その他の事項及び今後の作業

その他の事項は提案されなかった。

議題 10. 次回会合の日程及び開催地

第 50 回会合は 2018 年 3 月 26 日から 30 日に中国で開催される予定である。具体的な開催地は、ホスト国政府とコーデックス事務局が協議して決定される。

食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

責任者	目的	事項	ステップ
参加国 CCEXEC73 第40回総会	採択	食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案	5/8
		GSFA の食品添加物条項の案及び原案	8 & 5/8
		食品添加物の国際番号システム (INS) の修正原案	5/8
		食品添加物の規格リスト (CAC / MISC 6) の前書きの修正	—
		冷凍魚介製品の規格、「特定かんきつの缶詰」(CODEX STAN 254-2007)、「トマト保存品」(CODEX STAN 13-1981)、「加工トマト濃縮品」(CODEX STAN 57-1981)及び「テーブルオリーブ」(CODEX STAN 66-1981)並びに「エビの缶詰」(CODEX STAN 37-1981)における EDTA の条項の整合に関連した GSFA の食品添加物条項の修正	—
		「トマト保存品」(CODEX STAN 13-1981)、「加工トマト濃縮品」(CODEX STAN 57-1981)、「内蔵未処理及び処理済みの急速冷凍魚の規格」(CODEX STAN 36-1981)、「急速冷凍エビ」(CODEX STAN 92-1981)、「急速冷凍ロブスター」(CODEX STAN 95-1981)、「急速冷凍魚の切り身ブロック」(CODEX STAN 165-1989)、「急速冷凍魚の切り身」(CODEX STAN 190-1995)；「急速冷凍魚スティック（白身魚フライ）」(Fish Fingers)、「魚と魚フライパンとバター」(CODEX STAN 166-1989)及び「新鮮及び急速冷凍ホタテ」(CODEX STAN 315-2014)における食品添加物に関するセクションの改定	—
第40回総会	廃止	GSFA の食品添加物条項	—
第40回総会	情報	ステップ3及び2におけるGSFAの食品添加物条項案の新規提案	
第40回総会	情報	GSFA の食品添加物条項の案及び原案（廃止）	

責任者	目的	事項	ステップ
CCEXEC73 CCASIA CCSCH	情報	個別食品規格における食品添加物条項の承認	
第 40 回総会	情報	金(INS 175)及び銀(INS 174)の食品添加物条項 (JECFA による評価の優先リストを含む)	
JECFA	情報	アジピン酸の使用濃度に関する情報 (CL 2016/9 -FA への回答)	
第 40 回総会 FAO 及び WHO	情報 フォロー アップ	JECFA による評価を提案する物質の優先リスト	
CCPFV	行動	添加物の使用に関する技術的正当性	
	情報	フライドポテトにおける着色料の使用とアクリルアミドの低減の関係の明確化	
CCNFSDU	情報	JECFA による乳児用調整乳に使用される食品添加物の評価の概要並びに第 82 回 JECFA によるペクチン (INS 440) 及びキサンタンガム (INS 415) の評価結果	
参加国	情報及び 行動	ADI の変更及び第 82 回 JECFA からのその他の勧告への行動	
参加国	情報	ブドウ酒の生産における食品添加物の使用に関する討議文書の検討中止	
電子的作業部会 (議長国：オーストラリア、共同議長国：米国) 第 50 回 CCFA	討議立案	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合並びに GSFA の表 3 にある個別規格及び個別食品部会における整合性のガイダンスの修正方針	
電子的作業部会 (議長国：米国) 第 50 回 CCFA	討議立案	GSFA の食品添加物条項	
GSFA に関する物理的作業部会 (議長国：米国)	討議	GSFA の食品添加物条項	
電子的作業部会 (EWG) (議長国：イラン、共同議長国：	コメント 討議立案	食品添加物の国際番号システム (INS) の修正	

責任者	目的	事項	ステップ
ベルギー) 第 50 回 CCFA			
参加国 第 50 回 CCFA	コメント 討議	食品添加物の同一性及び純度に関する規格（第 84 回 JECFA）	
GSFA に関する物 理的作業部会（議 長国：米国） 第 50 回 CCFA	コメント 討議	GSFA の新規又は改定する食品添加物条項	
参加国 第 50 回 CCFA	コメント 討議	JECFA による評価を提案する物質の優先リストへの追加及び変更の提案	
電子的作業部会 （EWG）（議長国 EU、共同議長国： オランダ） 第 50 回 CCFA	討議立案	硝酸塩（INS 251, 252）及び亜硝酸塩（INS 249, 250）の使用に関する討議文書	
ロシア 第 50 回 CCFA	討議立案	GSFA における「未加工」、「plain」の使用に関する討議文書	
CCFA 議長並びに GSFA、アライメ ント、INS 及び優 先リストに関す る物理的作業部 会議長、第 50 回 CCFA	討議立案	CCFA の将来戦略に関する討議文書	

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 23 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時：2017 年 5 月 1 日（月）～5 月 5 日（金）

場所：メキシコシティ（メキシコ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス原案（ステップ 6）
5	食品の清廉性／信憑性に関する討議文書
6	システムの同等性に関する討議文書
7	貿易における関係機関による電子証明書の使用及びペーパーレス証明への移行に関する討議文書
8	食品安全における第三者証明（認証）への規制のアプローチに関する討議文書
9	食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 23 回コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2017 年 5 月 1 日（月）～5 月 5 日（金）

場所：メキシコシティ（墨）

2. 参加国及び国際機関

45 加盟国、1 加盟機関（EU）、10 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

企画情報課国際食品室 国際調整専門官 小島 三奈

監視安全課輸入食品安全対策室 係長 多田 剛士

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官 清水 裕介

農林水産省食料産業局食品製造課 課長補佐 杉田 敬一

テクニカルアドバイザー 国立保健医療科学院 客員研究員 豊福 肇

(山口大学共同獣医学部 教授)

4. 概要

議題 4 国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する ガイダンス原案（ステップ 6）

「国の食品管理システム(以下、「NFCS」という。)に係る原則及びガイドライン (CAC/GL 82-2013) (別紙 1 参照)」の第 4.4 章に示されている NFCS のモニタリング及びシステムレビューについて、各国の規制当局が実施状況を評価するに当たって活用できる指標や措置の原則及びガイダンスを作成するもの。

米国より、本ガイダンス案は、第 19 回部会 (2012) から議論が開始され、各国への質問票の取りまとめ、本作業及びプロジェクト文書案の適用範囲の見直し、原則及びガイドライン案の概略の定義づけを含む一連の協議の段階を経て作成されたものであり、第 39 回総会にてステップ 5 として採択された本案は、最終採択の準備が整ったとの説明がなされた。

議長から、本案は広範囲に及ぶ協議を経て作成されており、これ以上内容について検討しても実質的な変更をもたらす可能性は低いこと、修辭的な変更はすでに協議プロセスで考慮されていることから、現在のテキストを修正なしで採択すべきであるとの提案がなされた。

[主な議論]

本部会は、本案があらゆるレベル（部会並びに物理的及び電子的作業部会）で議論されていること、ステップ6にて提出されたコメントは既に過去の会合にて議論され、解決が図られているものであること、この原則とガイダンスは関係機関が NFCS の有効性を評価することを助け継続的な改善を促進すること、状況により将来改訂される可能性があることが確認され、現在の文書から変更はせず、次回の総会にて採択することを概ね支持した。

ブラジルは、付属書Bにある、評価指標の例示を本案から削除し、information document として Codex website に掲載すべきとコメントした。

[結論]

本ガイダンス案をステップ8で次回第40回総会に採択を求めるよう諮ることで合意された。

議題5 食品の清廉性／信憑性に関する討議文書

食品偽装に対処するため、食品の清廉性／信憑性に関する管轄当局が取り組むための方法論を確立させ、原則とガイドラインを作成しようとするもの。

討議文書の準備国であるイランより、討議文書について概要及び提案の説明がなされた。

議長から、本討議文書は、食品の清廉性／信憑性に関する疑問に対処するために総合的なアプローチを要求するための文書であり、既存の本部会に関する文書について食品の清廉性／信憑性への取り組みに係るギャップがあるか分析する必要性について勧告していることが述べられた。しかしながら、ギャップ分析の目的や評価基準を明確にすることが、次のステップを決定するために必要であることが指摘された。

[主な議論]

“食品の信憑性 (food authenticity)”、“食品の清廉性 (food integrity)”、“食品偽装 (food fraud)”及び“経済的な動機による不純物(偽和物)添加 (economically motivated adulteration (EMA))”に関し、用語の解釈に相違が生じる可能性があることから、新規作業とその適用範囲の詳述に至る前に、定義を明確にする必要があるとされた。

この分野の複雑性と分野横断的な特性を踏まえ、他部会を含むコーデックス全体に対し、横断的かつ総合的なアプローチがとられる必要があること、個別食品部会は、個別食品の品質要求事項を定めることを通じて、食品の清廉性／信憑性を決定することに貢献しうるが、本部会が一般的かつハイレベルのガイ

ダンスを提供するよりよい場であることが確認された。また、一つの部会が一つの文書を通してこの複雑な問題に対処することは困難であること、とるべき措置は、偽装の検出に限らず、偽装への対策も目指すべきであることが確認された。

食品油脂部会 (CCFO) から示された懸念 (異なる魚種による油の信憑性を判定するための尺度として脂肪酸組成のみを用いることは困難であること) について、本件は魚油だけでなくあらゆる油類及び他の個別食品に関連するものであるため、本部会がすべての個別食品規格に適用できる回答を示すことが重要であることが確認された。

本部会は、本件の難しさを認識した上で、既存のコーデックス文書について、ギャップ分析だけでなく、既にどのように、またはどの程度食品の清廉性／信憑性がカバーされているか明確な絵を得るため、コーデックスの文書をレビューすることとし、まずは本部会に関する文書から実施することとした。

我が国からコーデックス事務局に対し、本部会には他部会に関する文書をレビューする権限があるか質問したところ、コーデックス事務局から、コーデックス手続きマニュアルは、本部会がそのようなレビューを行うことを妨げる規定はないが、本部会が他部会の文書にあらゆる修正を勧告する場合は、当該関係部会によって検討され、実施されなければならないと回答した。

[結論]

部会は、イランを議長、カナダと欧州連合を共同議長とする電子的作業部会を設置することに合意した。その付託事項は次のとおり。

- ・ 食品の清廉性／信憑性、食品偽装及び EMA の定義を明確にし、本部会に関する文書の一次評価のための作業範囲を詳述すること
- ・ 定義に基づき、本部会に関する既存の文書について、ギャップと潜在的にある問題の軽減への影響を特定するための一次評価を行うこと
- ・ 評価結果及び更なる作業又は新規作業の必要性を示した討議文書を作成すること

議題 6 システムの同等性に関する討議文書

食品の安全な貿易を更に促進するための手段として、輸出国と輸入国間の食品安全制度 (システム) の同等性¹の評価について、ガイドラインを作成しようとするもの。

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドより、討議文書で提案された新規作業は、同等性について明確に言及している 3 つのコーデックス文書

¹ 輸出国の措置が、輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には、これを同等の措置として輸入国が認める概念。

(CAC/GL 26-1997、GL 34-1999 及び GL 53-2003) を補完するだろうとの説明がなされた。

既存のコーデックス文書 (CAC/GL 26-1997 及び GL 34-1999) については、システムの同等性を検討する国がどのように手続きを進めていくかについて実用的なガイダンスを示していない。GL 53-2003 は衛生措置の同等性に焦点を絞っているため、全体的なシステム同等性のプロセスについて限定的にしか適用できない。そのため、本討議文書では、既存の文書と矛盾しない形で、システム同等性の評価を始め、実施しようとする国を支援するためのガイダンスを作成することが必要であると強調された。

また、電子的作業部会の共同議長である米国及びチリから、提案された新規作業は、各国に対し NFCS の一部又は全体の同等性を決定するためのプロセスについて、明確なガイダンスを提供することを意図していることが説明された。

本部会は、電子的作業部会の議長であるニュージーランドが改訂した討議文書 (CRD17) を元に議論することとなった。

[主な議論]

システム同等性の使用に関する追加のガイダンスを作成することについて幅広い支持があり、その中で、

- ① 情報交換を含めた、システム同等性に合意するためのより詳しいガイダンスが必要であること、
- ② 本ガイダンスは、国が複雑な問題に対処するのを助け、不必要な貿易制限を減らし、関係機関の (人的・財政的) 資源を節約するに資すること、
- ③ 本ガイダンスは、システム同等性を進展させ実行するための明確な勧告を提供し、CAC/GL 34-1999 の利用を促進するものとし、かつ食品の輸出入のシステム同等性に焦点を当てるべきであること、
- ④ 本ガイダンスは、既存のコーデックス文書と矛盾せず、重複を避けること、
- ⑤ 本ガイダンスは、食品の輸出国と輸入国がシステム同等性の議論を始めるための基礎となるものとし、各国のシステムの発達状況を考慮すること、
- ⑥ 本作業は、食品安全の保証はリスク分析アプローチにより達成されるべきであるとのコーデックス手続きマニュアルの記載を考慮しつつ、貿易障害とならない形で実施されるべきであること、
- ⑦ 新規作業は、輸出国の食品管理システムに関し輸入国が有する経験、知識及び信頼の評価を促進する因子並びにシステム同等性の評価基準を記述すべきであること

が確認された。

この新規作業の結果を独立した文書とすべきか、既存のコーデックス文書の付属書とすべきかについては、様々な意見が出されたが、部会は、新規作業の結果の位置づけを議論するのは時期尚早であり、新規作業の作成過程で決まる

ものとした。

CAC/GL 53-2003 について、技術的な要求が機能する事例を特定することができなかつたため、システム同等性は扱われず、SPS 措置の同等性に焦点を当てることになった。議長から、CAC/GL 82-2013 が作成され、NFCS の重要な特性及びその目的がどのように満たされるかが示されたので、今後、各国は、個別の措置について同等性を確立していくという複雑なプロセスを行うよりも、食品安全と食品貿易の公正な実施の両方をカバーするシステムの同等性を確立する可能性があることが指摘された。

ブラジルは、本件が CAC/GL 53-2003 と重複している可能性があることを踏まえ、独立文書としてのガイドラインを作成する新規作業を開始することに留保を示した。議長から、作業が単独文書になるか、既存の文書の付属文書になるかは新規作業のフォーマットと内容により、作業の過程で決定することになるだろうとの説明がなされた。

[結論]

部会は、本新規作業を開始し、改訂されたプロジェクト文書を次回第 40 回総会に送付し承認を求めること、総会により新規作業が承認されることを条件として、ニュージーランドを議長、チリと米国を共同議長とする電子的作業部会（物理的作業部会を開催する可能性あり）を設置し、コメント募集及び次回会合における検討のため回付文書を準備すること、並びに新規作業の結果が独立文書となるか既存文書の付属書となるかを、文書作成の過程で検討することに合意した。

議題 7 貿易における関係機関による電子証明書の使用及びペーパーレス証明への移行に関する討議文書

食品の貿易時に使用されている証明書の電子化について、ガイドラインを作成しようとするもの。

電子的作業部会の議長国であるオランダより、討議文書及び改訂されたプロジェクト文書について説明がなされた。また、本部会の開催に先駆けて開催された、ペーパーレス証明のガイダンスの策定に関するワークショップを紹介した。

[主な議論]

電子証明／ペーパーレス証明は、食品の国際貿易を保証するためにその使用が増加しており、その傾向は今後も続くことに広く同意が得られた。したがって、ペーパーレスの電子証明に関するガイダンスの作成は時宜にかなっており、

電子証明の使用を促進することが予想されること、電子証明は、より透明性があり簡潔なアプローチをとることができるため、輸出国の負担を減少する可能性を秘めていることが確認された。

ペーパーレス証明の新しいガイダンスを作成することを支持する観点から、

- ① ガイダンスは、電子システムが利用できない場合の緊急時対応策の必要性、情報交換システムの信頼性、電子セキュリティ対策と電子署名の検証、電子情報を交換するためのプラットフォームの適合性といった要素を考慮すべきであること、② 輸出国と輸入国では（技術的な能力や利用可能なリソースを含む）NFCS におけるニーズと要求事項が異なっているため、紙による証明と電子証明の両方の使用を許容する柔軟性があるべきで、ペーパーレス証明への移行は段階的アプローチ（step-by-step approach）をとるべきであること、③ 現在の自国の手続や規制を更新する必要性、多様な分野における技術支援についての発展途上国のニーズを考慮すること、④ ペーパーレス証明の実施は、資金及び発展途上国への技術援助の可能性、並びに経験と情報の共有に前向きなペーパーレス証明の経験国からの支援次第であること、⑤ ガイダンス作成に当たっては、IPPC/OIE/WCO/WTO 等の既存の取り組みやシングルウィンドウの考え方についても考慮に入れるべきであること

が確認された。

[結論]

部会は、ペーパーレス電子証明を取り入れて CAC/GL 38-2001 を改訂する新規作業を開始し、改訂されたプロジェクト文書を次回第 40 回総会に送付し承認を求め、総会により新規作業が承認されることを条件として、オランダを議長とし、オーストラリアを副議長とする電子的作業部会を設置し、コメント募集及び次回会合における検討のため回付文書を準備することに合意した。

議題 8 食品安全における第三者証明（認証）への規制のアプローチに関する討議文書

NFCS の一部として第三者証明（認証）スキームをどのように用いるかについて、原則とガイドラインを作成しようとするもの。

カナダより、討議文書について説明がなされ、作業の範囲は、ビジネス間の食品安全のための自発的な第三者認証スキームに適用することが強調された。そのようなスキームは、スキームの規準に対する独立した第三者による監査や検査を含み、また、NFCS において公的管理の一部として行う公式な証明書の発行を除くことが説明された。このため、混乱を避けるため、“third-party

certification scheme”を“third-party assurance scheme”に変更することが提案された。

さらに、討議文書は、

- ① 第三者認証の使用に関する公的部門と民間部門の協力における課題と機会、
- ② 第三者認証プログラムにおける産業投資の恩恵を受けるために各国が採った様々なアプローチ、
- ③ 食品安全における第三者認証プログラムへの規制当局によるアプローチにおいて考慮されるべき原則を

強調したことが説明された。

[主な議論]

部会は、議題の重要性を幅広く認識し、新規作業の開始を支持した。また、

- ① 各国の関係機関は、自国の NFCS 内のリソースをより効果的に使用することを目的として、食品事業者のリスクプロファイリングをより適切に知らせるために第三者認証スキームを検討し用いることが増加していること、② 第三者認証スキームは、NFCS を強化することはあっても NFCS に置き換わることはないこと、スキームの基準はコーデックスのような国際標準を考慮に入れるべきであること、③ 第三者認証スキームの利用は、関係機関と食品産業の食品安全を改善する可能性があり、その一方で、各ステークホルダーが決められた役割と責務内で活動することを許容するものであること、④ 関係機関が NFCS において第三者認証をどのように、どのような条件下で使用するかについてのガイダンスを作成することは時宜にかなっており、貿易障壁を防止できる可能性があること、既にそのようなスキームを使用している国の経験から利益を得ることができること、⑤ 次の原則を規定することが重要であること；第三者認証スキームの完全性（integrity）、能力（competency）及び自発的な特性（voluntary nature）について保証する；国の関係機関によるスキームの利用を義務付けるのではなく検討することを可能とする；スキームの規制的要素を関係機関が使用すること⑥ 第三者認証スキームの使用に関するガイダンスは、食品安全に限定せずコーデックスの二つの付託事項（食品安全と公正な食品貿易）を対象とし、作成においては CAC/GL 26-1997 を参照し、当部会の文書との一貫性を確保すべきであること

が確認された。

ブラジルは、第三者認証がまだ普及していないことから、このようなガイダンスの策定が食品輸出国、輸入国に経済的影響を与える可能性があるとの懸念

を示した。また、新規作業として着手することは時期尚早であり、追加的な議論によって規制のアプローチの更なる分析や食品産業に関わる様々な分野への影響の評価が可能となるだろうとコメントした。

新規作業を支持する観点から、部会は、プロジェクト文書について検討し、

- ① “third-party certification scheme”ではなく“third-party assurance scheme”を使用すること、
 - ② 「公正な食品貿易」を含むよう、プロジェクト文書を修正すること、
- 等を決定した。

[結論]

部会は、食品安全と公正な食品貿易における第三者認証スキームへの政府アプローチに関するガイドラインを作成する新規作業を開始し、改訂されたプロジェクト文書を次回第40回総会に送付し承認を求め、総会により新規作業が承認されることを条件として、イギリスを議長とし、カナダとメキシコを共同議長とする物理的作業部会の可能性もある電子的作業部会を設置し、コメント募集及び次回会合における検討のため回付文書を準備することに合意した。

議題9 食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書

オーストラリアが更新した本部会の今後の課題と方向性に関する討議文書に基づき、について議論が実施された。

本討議文書は、第22回部会（2016）での議論を基に、2つの要素（附属書A及びB（別紙2参照））で構成されており、附属書Aは本部会に関連する新たな国際的な問題を示し、附属書Bは本部会が優先すべき作業分野の予備評価と特定の枠組みを示している。前者は網羅的なリストでも新規作業を約束することを意図したものでもないこと、後者はメンバーによる評価の方法を提案したものであることが説明された。

議長は、部会に対して、附属書Aに記載されている項目が、戦略的課題を正確に記しているかについて検討すること、文書の改良のためにフィードバックするよう促した。

[主な議論]

部会は、再編成された文書を承認し、附属書Aに関連しては、

- ① 受入拒否された食品に対するアピールメカニズムを追加すること、
- ② “Increasing electronic transactions and ICT capabilities”にはインターネット商取引を含むようその対象範囲を拡大すべきであること、③

食品生産等の新たな技術に関係する3つの項目は1つに統合できること、④（正当な規制が科せられる）新しい食品を通じて世界の人口増加のニーズを満たす可能性がある観点から“novel food” / “new food”を“New food-production, -processing, -transport and -distribution technologies”に組み込むべきであること、⑤ “Private standards”は、過去に議論されており、本部会にてさらに検討する要請がなされていないことから、含めるべきではないこと、⑥ 国際的な食品貿易に関連した食品廃棄（food waste）について、新たな地球規模の問題として含めるべきであることを要求した。

議長は、このリストが本部会の作業に関する重要な領域を概説しており、メンバー及びオブザーバーは特定の重要な新規の問題にどのように対処するかに関して提案することができることと述べた。また、附属書Aは作業すべき案件のリストではなく、メンバーが自己評価や問題の分析を行って、本部会へ討議文書を提出することを目的としていることを強調した。

附属書Bについては、特に貿易への影響の可能性を決定するための指標について、“fair trade practices”の“global trade impact”を評価していくには、更なる作業が必要であるとの懸念も示された。

[結論]

部会は、附属書Aについて、オーストラリアとカナダが、第24回部会における検討のため、本部会でも出された問題等を考慮に入れて更新すること、附属書Bについて、オーストラリアが次回の部会にて、優先すべき分野の予備評価と同定の枠組みを修正することに合意した。

議題10 その他の事項及び今後の作業

発展途上国が表明した物理的作業部会に定期的に参加するための財源に限りがあることへの懸念に関して、議長は、このような困難を認識した上でも、NFCSなどの複雑な問題については、物理的作業部会が文書の作成に役立つと述べた。また、発展途上国の要求を捉え価値のある成果を生み出す点において効果的である物理的作業部会の利点について強調した。

議長は、物理的作業部会の可能性も残した、「システム同等性」及び「第三者認証スキームへの規制アプローチ」に関する電子的作業部会に言及し、2018年10月の第24回部会の前に、2017年11～12月にチリにて、2018年4～5月にアイルランドもしくは英国にて物理的作業部会を開催することを提案した。さらに、ウェブ会議システム等を利用して、物理的に参加できない国へリアルタイムによる参加を進めることを提案した。

[主な議論]

部会は、提案を幅広く支持し、

- ① 複雑な作業には物理的作業部会が必要なため、過去に異なる地域にて物理的作業部会やワークショップを開催してきたこと、② 物理的作業部会にウェブ会議システム等を利用することで参加が促進されるだろうこと、③ 物理的作業部会は、必要な時にだけの最小限にとどめるべきであること、④ メンバーが可能な限り参加しやすくするため、第24回部会の直前に、物理的作業部会の成果を検討するワークショップや物理的作業部会の開催を検討すべきであること、⑤ ウェブベースでの会議を実施する際に時間帯の違いを考慮する必要があること

が確認された。

ブラジルは、発展途上国は幅広い参加が可能となる電子的作業部会をより望んでおり、物理的作業部会は、その設置に係るガイドラインに示されているものと部会の合意に基づく場合に限るべきで、物理的作業部会がやむを得ない場合は、幅広い参加を保証することが重要であると述べた。

議長は、物理的作業部会とウェブベースの形式を組み合わせることで、世界各国が参加できる物理・電子的ハイブリッド作業部会となることを説明した。

[結論]

部会は、

- ① 「システム同等性」及び「第三者認証スキームへの規制アプローチ」に関するガイダンスを作成ための物理的作業部会を、南米（チリ）とヨーロッパ（アイルランドか英国）にて開催すること、
- ② いずれの作業部会も各議題2日ずつ計4日実施すること、③ どちらの作業部会も、幅広い参加を可能にするためウェブ会議システム等を通じて中継されること

に合意した。

議題 11 次回の開催日時及び開催地

第24回部会は2018年10月にオーストラリアで開催される予定。詳細については、コーデックス事務局と議長国の豪州が調整することとされた。

(参考) 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の作業と今後のアクション

事項	今後のアクション
国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案	第 40 回総会 (ステップ 8)
食品の清廉性／信憑性に関する討議文書	電子的作業部会 (議長国：イラン、共同議長：カナダ及び EU) 第 24 回 CCFICS
システムの同等性に関する討議文書	第 40 回総会 (ステップ 1) 電子的作業部会 (議長国：ニュージーランド、共同議長：チリ及び米国) 物理的作業部会 (チリ及びヨーロッパ) 第 24 回 CCFICS
貿易における関係機関による電子証明書の使用及びペーパーレス証明への移行に関する討議文書	第 40 回総会 (ステップ 1) 電子的作業部会 (議長国：オランダ、共同議長：オーストラリア) 第 24 回 CCFICS
第三者証明 (認証) に関する討議文書	第 40 回総会 (ステップ 1) 電子的作業部会 (議長国：イギリス、共同議長：カナダ及びメキシコ) 物理的作業部会 (チリ及びヨーロッパ) 第 24 回 CCFICS
食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書	オーストラリア及びカナダがリバイス 第 24 回 CCFICS

PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR NATIONAL FOOD CONTROL SYSTEMS

CAC/GL 82-2013

(抜粋)

SECTION 4.4 MONITORING AND SYSTEM REVIEW

82. The effectiveness and appropriateness of the national food control system should be regularly assessed against the objective of the system, effectiveness of control programs, as well as against legislative and other regulatory requirements. Criteria for assessment should be established, clearly defined and documented, and may also include cost benefits and efficiency.

83. Control programs should be subject to ongoing monitoring to ensure that its objectives are being achieved at all stages of the food chain, including production, manufacture, importation, processing, storage, transportation, distribution and trade. The assessment of control programs should cover issues such as:

- Effectiveness of control procedures;
- Suitability in achieving objectives;
- Whether the program has covered relevant stages in the production chain, taking into account risk factors; and
- Consideration of emerging trends.

84. A national food control system should be regularly reviewed to contribute to the systems improvement, in response to for example, control program data, non-compliances, food safety incidents, scientific research, and history of conformance, external and self-reviews of the system and changes to product risk or the production environment. Such reviews may take place at the level of system or program design or implementation as appropriate.

85. The review of food-related non-compliances and/or incidents is an opportunity to learn which can be used as a feedback loop for the planning process by the competent authority. A competent authority should use these opportunities to engage in continuous improvement by assessing an incident from first signal through response and incorporating lessons learned in the design and planning phase.

86. Competent authorities should ensure that the response system in regards to food safety and related events is effective, with clear communication between competent

authorities, food business operators and consumers. These systems should be periodically tested to ensure that the communication and response systems work effectively.

87. Competent authorities and/or national governments should periodically review their surveillance systems with respect to their capacity to recognize emergencies rapidly.

Elements of review include:

- Links between the symptomatic food borne illness surveillance system and the food monitoring system;
- Data on the symptoms and effects of chronic exposure to food borne contamination;
- Systems to allow rapid detection of contamination incidents to ensure prompt public alerts; and
- Links with the veterinary public health sector.

88. Particular attention should be paid to early warning mechanisms, coordination between competent authorities, communication to stakeholders and the use and effectiveness of contingency planning. Corrective action should be taken as appropriate.

89. A competent authority should utilize information gained from the surveillance of food borne illness as a risk management tool in the operation of their food control systems. Food recalls and adjustments to food production and processing operations, including emergency responses, may be based on information obtained from food borne disease information and food monitoring systems. Food borne illness and outbreak information should be used to inform the risk analysis activities of competent authorities.

90. The results of the evaluations¹⁸, including the results of self-assessment and audits should also be taken into account in further improvement of the system, and corrective actions should be taken into account as appropriate.

91. Any review and continuous improvement of the national food control system should be communicated effectively and efficiently to ensure that clear exchange of information and engagement between all stakeholders in the national food control system occurs. Following any review, all related documentation, procedures and guidance should be reviewed and updated if necessary to reflect any changes.

92. Competent authorities should consider the results of monitoring and review processes and take preventive or corrective action or improve the system as appropriate.

Appendix A

Emerging Global Issues relevant to Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems

Introduction

1. There is vast array of global emerging issues that will likely impact on the current global food trade system, including opportunities and challenges for inspection and certification systems.
2. The Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CCFICS) is charged with developing texts and providing recommendations relevant to the food import and export inspection and certification systems. Specifically, the CCFICS Terms of Reference¹ are:
 - a) to develop principles and guidelines for food import and export inspection and certification systems with a view to harmonising methods and procedures which protect the health of consumers, ensure fair trading practices and facilitate international trade in foodstuffs;
 - b) to develop principles and guidelines for the application of measures by the competent authorities of exporting and importing countries to provide assurance where necessary that foodstuffs comply with requirements, especially statutory health requirements;
 - c) to develop guidelines for the utilisation, as and when appropriate, of quality assurance systems to ensure that foodstuffs conform with requirements and to promote the recognition of these systems in facilitating trade in food products under bilateral/multilateral arrangements by countries;
 - d) to develop guidelines and criteria with respect to format, declarations and language of such official certificates as countries may require with a view towards international harmonisation;
 - e) to make recommendations for information exchange in relation to food import/export control;
 - f) to consult as necessary with other international groups working on matters related to food inspection and certification systems; and,
 - g) to consider other matters assigned to it by the Commission in relation to food inspection and certification systems.

Global Issues relevant to the Work of CCFICS

3. The below table identifies ten significant global issues that may impact on the work of CCFICS and recognises any existing texts or new work proposals relevant to each issue. These ten items have been drawn from the Discussion Paper on Consideration of Emerging Issues and Future Directions and subsequent discussions at CCFICS22. Anti-Microbial Resistance (AMR) has also been included given the prominence of its discussion at the CAC39 in 2016.
4. It may be the case that the existing text touches on, but does not fully address, the identified global issue. In this case, additional or clarifying guidance may be warranted. This may present an opportunity for the Committee to consider the appropriateness of potential new work. It may also present an opportunity to review existing text in light of new data, or new trading environments.
5. To assist the future development of this agenda item, it is suggested that the lead country should do a global scan of international material. The global scan should make reference to, where appropriate, prominent international discussions or issues of the day that may have been raised by various international organisations from which the challenge, issue or trend is identified. This would include Codex Alimentarius, WHO, FAO, UN, OIE, OECD etc. These potential areas of concern should be listed in order of importance and limited to 5 items where possible. If no new items are identified that is also acceptable. Where new items are included a short rationale should then be developed justifying to note their inclusion in the following table.
6. Members should refer to this table when considering the development of new work or revision of existing work. It provides useful guidance in linking member issues to broader global themes as well as existing CCFICS standards. As identified in Appendix B, further assessment in this regard will be required in the development of a new work proposal for consideration by CCFICS prior to its recommendation to the CAC.

¹ 24th Edition of the Codex Procedural Manual, Section V

Emerging Global Issue (not in priority order)	Related Impact on CCFICS / Codex	Related CCFICS text / new work proposal
New food production, processing, transport and distribution technologies	Impacts on the Competent Authority with regard to national food control systems, new national production processes, and imported food. Given the need to advance national standards will also impact on trade through equivalence and systems recognition.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 53-2003 • CAC/GL 60-2006 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Discussion Paper on System Equivalence
Given the rapidly changing technologies and processes supporting food production, globalisation, and the emergence of other risks - there is an ever increasing need to ensure consumers are protected from unsafe foods.	Links to national food control systems, their effectiveness, traceability, recall, imported food control systems, etc.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 25-1997 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 53-2003 • CAC/GL 60-2006 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems
Increased focus on food integrity / authenticity	The vulnerability of food systems to intentional manipulation for economic gain, for example.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 25-1997 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 60-2006 • CAC/GL 82-2013

Emerging Global Issue (not in priority order)	Related Impact on CCFICS / Codex	Related CCFICS text / new work proposal
		<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 89-2016 • Discussion paper on Food Integrity/Food Authenticity
Improved analytics and testing technologies	The tools and methods used to measure performance of food safety systems and how and when they are applied.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 53-2003 • CAC/GL 25-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems
Private standards	The application of private standards in the production and standardisation of food, which may be different to those established by a competent authority.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 60-2003 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 82-2013 • Discussion paper on Third Party Certification
Increasing electronic transactions and ICT capabilities	The use of information technology as applied to food control systems including use for data gathering and analysis, and electronic certification.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Discussion paper on the Use of Electronic Certificates by Competent Authorities and Migration to Paperless
Evolving role of competent authority and interactions between various government entities	Interaction among various governmental entities involved in food trade, in particular between food control authorities and customs/border protection agencies, and the ability to better leverage information from these interactions.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016

Emerging Global Issue (not in priority order)	Related Impact on CCFICS / Codex	Related CCFICS text / new work proposal
		<ul style="list-style-type: none"> • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems
Anti-microbial resistance	Impact on certification or inspections / testing arrangements to identify the presence of anti-microbial.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems
Evolving global food production systems	Current and anticipated changes in food control systems and their component parts	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 60-2006 • CAC/GL 82-2013 • CAC/GL 89-2016 • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems
New approaches to food safety, including preventative and outcomes-based systems	Current and anticipated changes to the suite of tools used to provide assurances, and how and when they are applied.	<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 20-1995 • CAC/GL 19-1995 • CAC/GL 25-1997 • CAC/GL 26-1997 • CAC/GL 34-1999 • CAC/GL 38-2001 • CAC/GL 53-2003 • CAC/GL 47-2003 • CAC/GL 60-2006 • CAC/GL 82-2013

Emerging Global Issue (not in priority order)	Related Impact on CCFICS / Codex	Related CCFICS text / new work proposal
		<ul style="list-style-type: none"> • CAC/GL 89-2016 • Draft Principles and Guidelines for Monitoring Performance of National Food Control Systems

Existing CCFICS texts

Reference	Title	Last modified
CAC/GL 19-1995	Principles and Guidelines for the Exchange of Information in Food Safety Emergency Situations	2016
CAC/GL 20-1995	Principles for Food Import and Export Inspection and Certification	1995
CAC/GL 25-1997	Guidelines for the Exchange of Information between Countries on Rejections of Imported Foods	2016
CAC/GL 26-1997	Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems	2010
CAC/GL 34-1999	Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Imports and Export Inspection and Certification Systems	1999
CAC/GL 38-2001	Guidelines for Design, Production, Issuance and Use of Generic Official Certificates	2009
CAC/GL 47-2003	Guidelines for Food Import Control Systems	2006
CAC/GL 53-2003	Guidelines on the Judgement of Equivalence of Sanitary Measures associated with Food Inspection and Certification Systems	2008
CAC/GL 60-2006	Principles for Traceability / Product Tracing as a Tool Within a Food Inspection and Certification System	2006
CAC/GL 82-2013	Principles and Guidelines for National Food Control Systems	2013
CAC/GL 89-2016	Principles and guidelines for the exchange of information between importing and exporting countries to support the trade in food	2016

Appendix B

Framework for the preliminary assessment and identification of priority areas for CCFICS

1. The following guidelines are established to assist the Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CCFICS) to identify and prioritise its work.

Proposals for New Work

2. Proposals for new work will typically address issues associated with food safety and fair practices in the food trade, within the mandate of CCFICS, including to establish new guidelines or revise existing guidelines.
3. Proposals for new work to be undertaken should follow the process outlined in the Procedural Manual for *Proposals to Undertake New Work or to Revise a Standard*¹, in addition to the criteria below.
4. Members proposing new work should also refer to the document prepared at **Appendix A** that may assist in development of the new work proposal.

Criteria for Evaluating and Prioritising New Work

5. In addition to the provisions applying to new work proposals in the Codex *Procedural Manual*, the following criteria and associated weighting factors will be used in evaluating and prioritising new work proposals undertaken by CCFICS:
 - a. the justification for new work, including how the area of work may fill a gap in the current CCFICS suite of texts, or provide clarity to them.
 - b. whether the work will amend existing CCFICS texts or develop new CCFICS text
 - c. the scope of the work and the extent to which the issue impact on CCFICS members and international trade.
6. To assist in quantifying (c) above, the criteria below should be used by the Member(s) proposing the new work. The criteria will be based on self-assessment and include a rationale to justify the rating. These details should be included in the proposal for new work for the consideration and agreement by the Committee.

Criterion	Rating
Immediate Urgency	High: 9 Medium: 6 Low: 3
Impact of Food Safety	High: 9 Medium: 6 Low: 3
Impact on fair trade practices	Global Trade Impact: 9 Regional Trade Impact: 6 No trade impact: 3

Form of New Work Proposals

7. New Work Proposals should be provided to CCFICS in the format of a project document and address the additional criteria outline above.

¹ CAC Procedural Manual, 24th Edition, Section II, Part 2, *Proposals to undertake New Work or to Revise a Standard addition*

Process for considering Proposals for New Work

8. The Committee will, normally, employ the following process with regard to the revision of existing guidelines or development of new guidelines:
 - a. CCFICS host secretariat will prepare a summary document presenting each proposal for new work and associated self-assessment against the above criteria for discussion at the next session of CCFICS.
 - b. The Committee will consider each new work proposal and, if accepted, a recommendation will be provided to CAC that new work commence. Where there is more than one new work proposal recommended for commencement by CCFICS in that session to the CAC, the new work will be listed in order of priority as determined by the above criteria.
 - c. Where two proposals recommended for approval by CCFICS to the CAC have equal scores under the above criteria, CCFICS will further assess their order of priority with reference to the above criteria to ensure a clear order of priority is established for CAC consideration.

Identification of priority areas

9. CCFICS will consider new work proposals and, where necessary, review of existing codes, in priority order based upon decisions made by CCFICS and using the criteria for evaluating and prioritizing work (see above).
10. The Committee may reassess the priority of each item where new data or other information is available relating to an item. Such data may be submitted for consideration and the priority for the new work proposal reconsidered.
11. CCFICS will continue to utilise all available resources, including the Discussion Paper on Emerging Issues, to identify emerging or imminent issues of relevance to the Committee.

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回残留農薬部会

日時：2017 年 4 月 24 日（月）～4 月 29 日（土）

場所：北京市（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2016 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会(CCPR)で生じた特定の懸案に対する 2016 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
7(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）：野菜の食品群
7(b)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：グループ 020 - 穀類
7(c)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：グループ 021 - 砂糖製造用草本類
7(d)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：グループ 024 - 飲料及び砂糖菓子用種子類

7(e)	Table 「野菜及び穀類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ 4）
8	残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス案（ステップ 7）
9	国際短期推定摂取量（IESTI）の計算方法の見直しに関する討議文書
10(a)	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
10(b)	各国の農薬登録情報 - 農薬登録のデータベースの作成に関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 49 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2017 年 4 月 24 日 (月) ～4 月 29 日 (土)
場所：北京市 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

52 加盟国、EU 及び 11 国際機関 合計 227 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	入江 真理
農林水産省消費・安全局食品安全政策課課長補佐	高岸 克行
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審査課残留農薬等基準審査室専門官	小川 雄大
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審査課残留農薬等基準審査室主査	大原 万里英
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審査課残留農薬等基準審査室係員	石川 紗耶香
国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室長	渡邊 敬浩

4. 概要

(1) Codex MRL の設定に関する一般的なルールについての主な議題

議題 7 (a) - (d) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案

(経緯)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準 (MRL) を統一的かつ正確に記述するために、食品や飼料をその形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類したもの (植物学的分類とは異なるが、全ての食品がいずれかのグループに属している) である。グループごとに、MRL が適用される食品や飼料の部位 (MRL に適合しているか判断するために分析する部位) も定義している。

この分類について、近年の貿易実態等を踏まえ、2006 年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRL が適用される食品の部位の定義等を確認している。

今次部会では、以下 (a) - (d) について、電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：オランダ) における検討結果を踏まえ、議論された。

(結果)

→ [参考資料を参照](#)

(a) 野菜の 10 グループの改訂案 (ステップ 4 及び 7)

野菜の全 10 グループについて、第 42 回部会から第 48 回部会までに検討され合意された改訂案の記述やコード番号の整合性を再確認した。その際、以下の方針で改訂することが合意された。

- (1) ある食品が複数の用途で消費される場合、当該食品に異なる Codex MRL が設定されないよう、1 つの食品について、1 つの主要なグループのみにコード番号 (※) を付し、他のグループでは、コード番号を付さず (※) に参照させる

こと

- (2) 植物学的には同一でも食品として流通する部位が異なる場合、部位ごとに別のグループに分類すること
- (3) 個別食品の名称とサブグループの名称が類似している場合、両者の混同を防ぐため、サブグループ名称に”Subgroup of”を付すこと

議論の結果、野菜の 10 全グループの改訂案について、第 40 回総会（2017 年）に対してステップ 8 又はステップ 5/8 で採択するよう求めることが合意された。ある食品を別のグループに移動する場合、当該食品に設定されていた既存の Codex MRL は JMPR が次回評価するまでは維持されるものとし、これに伴う Codex MRL のデータベースの記述の修正を事務局が行うことが合意された。

なお、2012 年に改訂案が最終採択された果実の 6 グループについても、上記(3)と同様な修正を行うことが合意された。

(b) 穀類の改訂案（ステップ 7）

前回の第 48 回部会において、我が国が提案した 5 つのサブグループを設置することが合意された（ステップ 5）。その際に同一のサブグループ 20D にすることが提案されていたソルガム及び完熟とうもろこしについて、新たに豪州から残留データが提出されたことを受け、両食品のサブグループの扱いが議論された。

その結果、

- ・ソルガムは完熟とうもろこしよりも農薬の残留濃度が高くなる傾向があること
- ・完熟とうもろこしは、完熟して乾燥した状態で収穫されるが、未成熟とうもろこしは未成熟で水分を多く含む状態で収穫されること

を考慮し、完熟とうもろこしについて独立したサブグループ 20E を設置することとし、以下の 6 つのサブグループを設置することが合意された。また、ソルガムをサブグループ 20D の代表作物の例とすることが合意された。

合意されたサブグループ	含まれる主な品目
20A Wheat, similar grains and pseudocereals without husks	小麦、アマランサス、キノア
20B Barley, similar grains and pseudocereals with husks	大麦、そば
20C Rice cereals	米
20D Sorghum grain and Millet	ソルガム、あわ、きび
20E Maize Cereals	完熟とうもろこし
20F Sweet Corns	未成熟とうもろこし（穂軸及び穀粒）、未成熟とうもろこし（穀粒）、ベビーコーン

このほか、チアシードを小麦と同じサブグループ 20A に含めること、カナリーシードを大麦と同じサブグループ 20B に含めることが合意された。

(c) 砂糖製造用草本類の改訂原案（ステップ 4）

本グループについて、現行のさとうきびやスイートソルガムなどの草本（茎）のみを含めることとし、砂糖製造用に使用される樹液については新たなグループを設置することが合意された。

樹液のグループが属するタイプについて、新たなタイプを作成するのではなく、既存のタイプ 4 に追加し、タイプ 4 の名称を「ナッツ、種子及び樹液」とすることが合意された。また、我が国から追記を提案した本グループの MRL の設定部位の説明文（※元々の 1993 年の文書には記述無し）を盛り込むことが合意された。

議論の結果、穀類及び砂糖製造用草本類を合わせてステップ 8 及びステップ 5/8 で採択するよう第 40 回総会（2017 年）に求めることが合意された。

(d) 飲料及び砂糖菓子用種子類の改訂原案（ステップ 4）

本グループについて、現行のコーヒー豆、カカオ豆及びコラの実のほか、韓国から提案されたケツメイシを含めた改訂案を、ステップ 5 で採択するよう総会に求めることが合意された。

なお、過去に中国が本グループに含めることを提案したヒシ、オニバス、ハスの種子については、いずれのグループにも分類することが困難であるとの結論となり、このような食品について、特定のコード番号を付すことが合意された。

議題 7 (e) Table 「野菜及び穀類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ 4）

野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 及び穀類の代表作物の例示を掲載した Table 3 について、議論の結果、ステップ 5/8 で採択するよう第 40 回総会（2017 年）に求めることが合意された。

<主な議論>

（総論）

合意形成を促進するため、豪州及び我が国等の提案により、以下を再確認した。

- ・「食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス」は、あくまでガイダンス文書である（強制力はない）こと
- ・この文書に添付する Table はあくまで代表作物の「例」を示しており、それ以外の代表作物を、各国が生産や消費の実態に応じて提案し、JMPCR が評価できること

（各論）

あぶらな科野菜類（あぶらな科葉菜類を除く）のうち、ブロッコリー及びカリフラワールのサブグループの代表作物の例として、ブロッコリーはカリフラワーよりも農薬の残留濃度が高い傾向があることから、「ブロッコリー（一部をカリフラワーで置換可能）」とすることが合意された。また、うり科果菜類のうち、メロン、すいか、かぼちゃ等のサブグループの代表作物の例について、メロンはすいかよりも農薬の残留濃度が高い傾向があることから、「メロン」とすることが合意された。

<今後の検討事項>

電子作業部会（議長：米国、共同議長：オランダ）を再設置して下記（1）から（7）について検討し、次回部会に報告することが合意された。

- （1）飲料及び砂糖菓子用種子類（グループ 24）及び樹液類（グループ 25）における新たな食品の追加の検討
- （2）タイプ 4：「ナッツ、種子及び樹液」の各グループの分類及び代表作物を例示した Table 4 におけるコード番号や記述の整合性の確認
- （3）いずれのグループにも分類できない食品へのコード番号の付与
- （4）タイプ 5：「ハーブ及びスパイス」への新たな食品の追加の検討
- （5）タイプ 5 の各グループの分類及び代表作物を例示した Table 5 におけるコード番号や記述の整合性の確認
- （6）タイプ 3、4 及び 5 の各グループの改訂に伴う既存の Codex MRL のデータベースへの影響の整理
- （7）クラス C：飼料（一次）の改訂案の検討開始

議題9 国際短期摂取量推定値 (IESTI) の計算方法の見直し → 参考資料を参照

前回部会（第48回部会、2016年）において、EUと豪州から、IESTIの計算方法の見直しを検討することが新規作業として提案され、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：豪州）において、新たなIESTI計算方法に見直した際の長所と短所及びリスク管理、リスクコミュニケーション、消費者保護、貿易に与える影響を特定することが合意された。

電子作業部会では、IESTIの計算方法を再検討する必要性への疑義も含め、各国から多くの意見が提出された。そのため、電子作業部会の議長国をつとめたオランダが会期中作業部会の開催を提案し認められ、今後の検討方針等について議論された。会期中作業部会の議論では、IESTIの計算方法の再検討は、コーデックスの枠組みにおいてFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)が担当するリスク評価に相当する内容であることが明確にされた。そのため、リスク管理を担当するCCPRでは、IESTIの計算方法について議論するのではなく、現在のIESTIの計算方法がリスク管理等に与える影響を評価することとされた。また、電子作業部会での検討において提出されたリスク評価に関する懸念等を、CCPRからJMPRに勧告することとされた。

今次部会では、電子作業部会及び会期中作業部会の議論を踏まえ、電子作業部会（議長国：オランダ、副議長国：豪州、ウガンダ）を設置し、現在のIESTIの計算方法について再検討することが合意された。電子作業部会では、①IESTIへの理解を深めるために、関連するこれまでの議論や改善の経緯及び、計算方法の使用についての情報を提供すること、②現在のIESTIの計算方法の長所と短所及びリスク管理、リスクコミュニケーション、消費者保護、貿易に与える影響を評価すること、③現在の計算方法で得られるIESTIのより実際的な値を評価するために、小麦などのバルクやブレンドされる食品における残留農薬データの情報を収集しリスク評価者に提供することとされ、これらの作業を通じて、次回部会において検討するための討議文書を作成する予定である。

また、JMPRに対して、現在のIESTIの計算方法及びそれに用いられるパラメータの評価を行い、その結果をCCPRに提供することを要求することが合意された。

2. 個別農薬のMRLの設定や改廃に関する議題

議題6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ7) 及び原案 (ステップ4)

38農薬に係るMRL案及び原案の検討が行われた。その結果、26農薬について、計488の食品／農薬の新たなCodex MRLの最終採択を2017年7月の総会に勧告することとなった。

なお、EUからは、現在のEUの方針として、①コーデックス農薬最大残留基準値 (Codex MRL) の審議対象農薬／食品について既にEUでMRLが設定されている、②EUで設定されているMRLがCodex MRLよりも低い、③Codex MRLが消費者の健康保護、根拠データ、外挿などの観点からEUとして受け入れられる、との3つの条件を満たす場合には、自動的にEUのMRLに採用するとの説明があり、特に③を満たさない数々のMRL案及び原案を留保する旨が示された。ノルウェーからは、EUの方針を指示する旨が示された。

<各農薬の審議結果>

- MRL案がステップ5/8に進められた25農薬 (合計484MRL)
- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| Deltamethrin (135) | Methoprene (147) | Buprofezin (173) |
|--------------------|------------------|------------------|

Penconazole (182)	Teflubenzuron (190)	Fipronil (202)
Dimethomorph (225)	Chlorantraniliprole (230)	Saflufenacil (251)
Penthiopyrad (253)	Benzovindiflupyr (261)	Bixafen (262)
Fluensulfone (265)	Tolfenpyrad (269)	Metrafenone (278)
Flonicamid (282)	Fluazifop-p-butyl (283)	Flupyradifurone (285)
Acibenzolar-S-methyl (288)	Imazethapyr (289)	Isofetamid (290)
Oxathiapiprolin (291)	Pendimethalin (292)	Pinoxaden (293)
Spiromesifen (294)		

○ MRL 案がステップ 8 に進められた 1 農薬 (合計 4MRL)

Chlorpyrifos-Methyl (90)

○ 既存 MRL の削除が提案された 9 農薬 (合計 103MRL)

Methidathion (51)	Chlorpyrifos-Methyl (90)	Penconazole (182)
Teflubenzuron (190)	Chlorantraniliprole (230)	Saflufenacil (251)
Benzovindiflupyr (261)	Fluensulfone (265)	Metrafenone (278)

○ MRL 案がステップ 7 に維持された 4 農薬 (合計 16MRL)

Oxamyl (126)	Bifenthrin (178)	Tebuconazole (189)
Metalaxyl-M (212)		

○ MRL 案がステップ 4 に維持された 8 農薬 (合計 19MRL)

Diquat (31)	Propamocarb (148)	Abamectin (177)
Bifenthrin (178)	Fluopyram (243)	Acetamiprid (246)
Sulfoxaflor (252)	Fenamidone (264)	

○ MRL 案が取り下げられた 7 農薬 (合計 24MRL)

Chlorpyrifos-Methyl (90)	Bifenthrin (178)	Dimethomorph (225)
Penthiopyrad (253)	Flonicamid (282)	Fluazifop-p-butyl (283)
Flupyradifurone (285)		

議題 10 (a) 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

議題の冒頭、カナダから 2019 年 5 月に臨時の JMPR をカナダの財源で開催する旨の提案があった。本議題の電子作業部会の議長である豪州より、メンバー国及びオブザーバーに対して、2018 年以降の JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案 (CRD2) を綿密に検討する旨の要請があった。2018 年の優先リストについて、毒性及び残留の全体評価が必要な新規評価が 8 農薬 (及び予備候補 2 農薬) 及び定期的再評価が 6 農薬の合計 16 農薬 (予備候補 2 農薬を含む) あり、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価の対象が 20 農薬であることが紹介された。JMPR 事務局より、許容量を超えている可能性を認識した上で、新規評価及び定期的再評価の 16 農薬全てにデータ提供を求められた。議長より、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価については、

2019年の候補に挙げるよう促され、既に15農薬については候補農薬として確定している旨の情報提供があった。

議題10 (b) 各国の農薬登録情報 農薬登録データベースの作成に関する討議文書

本議題の電子作業部会の議長である豪州より、共同議長のドイツの協力を得て、各国の登録データベースの構築のためのガイダンスとその様式の作成した旨の報告があった。一部の農薬については、データベースを作成し始めており、数種の農薬を例に挙げ、各メンバー国が様式の更新とメンテナンスに責任を持って対応する必要がある旨の説明があった。

最後に、(a)2018年のJMPRでの評価予定農薬を承認するためにCACに送致すること、(b)電子作業部会（議長：豪州、共同議長：ドイツ）を再設置し、優先リストの検討結果、登録データベースを構築するための作業の調整結果について、次回部会で報告すること、(c)豪州とドイツが、登録データベースに関するさらなる作業等を回付文書にまとめること、が合意された。

3. その他の各議題

議題1 議題の採択

議題8：残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス案の会期中作業部会（議長：米国、共同議長：中国及びインド）及び議題9：国際短期推定摂取量（IESTI）の計算方法の見直しに関する討議文書の会期中作業部会（議長：オランダ、共同議長：豪州）を設置することとなった。

議題2 報告者の選任

David Lunn（ニュージーランド）及びKevin Bodnaruk（豪州）が報告者として選任された。

議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第39回総会（2016年）において、多数のMRLの新規設定又は削除など前回の第48回部会の合意事項が最終採択されたことが報告された。

議題4 (a) FAO及びWHOからの関心事項

WHO事務局より、以下の事項が紹介された。

- ① 農薬と動物用医薬品の両方の目的で使われる物質について、JMPR及びJECFAでの食事を介した摂取量計算方法の調和を進めていること
- ② IESTIの計算方法の見直しに活用するため、GEMS/Foodを通して農薬のモニタリングデータを収集すること

また、FAO事務局より、農業分野における農薬としての抗菌剤の使用を原因とする薬剤耐性（AMR）に関するFAOの活動について紹介された。

これに関して、コーデックス事務局より、AMRタスクフォースを設置したこと及びその任務（AMRの管理と縮減のための実施規範の改訂及びAMRのサーベイランスの指針作成）について紹介された。

加盟国等に対して、農業分野で農薬として使用されている抗菌剤に関する情報をFAOに提供する旨求められた。

議題4 (b) その他国際機関からの関心事項

CCPRに関連する活動として、IAEA及びOECDの活動状況について情報提供があった。さらに、豪州より、2月に開催されたAPECにおける輸入食品に対するMRLの設定調和促進に関するワークショップについて情報提供があった。

議題5 (a) 2016年JMPRにおける一般的検討事項の報告

JMPR事務局（FAO事務局及びWHO事務局）より、2016年JMPRにおける以下の一般検討事項が報告された。

（特別会合：5月開催）

- ①遺伝毒性試験の評価に係る全般的な検討事項
- ②リスク評価における疫学データの評価方法

（通常会合：9月開催）

- ①食品中の化学物質のリスク評価の原則及び方法（EHC240）の更新
- ②WHO評価者に対するJMPRガイダンス文書

WHO事務局より、具体的な項目として、Benchmark dose、化学物質ごとの調整ファクター、統計学的評価等の使用に係るガイダンスについて、近年のリスク評価方法の改善状況を考慮して、EHC240を更新する旨、EHC240の更新に合わせてJMPRガイダンス文書を更新する旨の報告があった。

③遺伝毒性データの評価

WHO事務局より、遺伝毒性に関してEHC240を更新するための作業部会を設立し、残留農薬に関する検討が必要である旨の報告があった。

④OECD家畜への飼料給餌量表

FAO事務局より、家畜への給餌量を計算する表を更新した旨の報告があった。

議題5 (b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する2016年JMPRの回答

2016年5月に開催された特別会合で評価されたDiazinon(22)、Glyphosate(158)、Malathion(49)の結果、メンバー国からJMPRにConcern Formが提出されたAcerochlor(280)、Chlorothalonil(81)、Flonicamid(282)、Penthiopyrad(253)、Propiconazole(160)に関する懸案事項及びJMPRが評価を保留していたBentazone(172)、Picoxystrobin(258)については、議題6の議論の中でJMPR事務局から回答されることとなった。

議題8 残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

第36回総会（2013年）における合意を受け、新規作業として、残留農薬の分析法に関するガイダンス原案の作成が進められてきた。

前回部会（第48回部会、2016年）では、標記ガイダンス原案の修正案について、内容は概ね合意されたが、ガイダンス文書として発行した際の残留農薬検査に与える影響が大きいことから、技術的要求等について、再度、国内の専門家や関係者による十分な評価が必要との意見が出されたため、ステップ5に留められた。

今次部会では、前回部会後に各国から事務局に提出された意見をもとに、会期中作業部会（議長国：米国）において原案をさらに修正し、最終案とした。なお、タイから当該ガイドラインを食品だけでなく飼料の残留農薬の分析法にも適用できるようにすることが有用である旨の発言があり、標題に「AND FEED」が追記し、議論の結果、最終案をステップ8で採択するよう第40回総会（2017年）に求めることが合意された。

議題 11 その他の事項及び今後の作業

特段の議題はなかった。なお、我が国から、農林水産省が主催しているアジア諸国の農薬規制当局担当者向けの残留農薬の評価に関する研修の趣旨及び実績を紹介するとともに、2017年に、農林水産省予算及びAPEC予算を活用して、タイ及びマレーシアで研修を実施予定である旨情報提供した。

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案及び改訂原案	5/8	・ 第 40 回総会
MRL 案及び改訂案	8	・ 第 40 回総会
削除が提案された MRL	廃止	・ 第 40 回総会
MRL 案及び改訂案	7	・ 第 50 回 CCPR (2017JMPR)
MRL 原案及び改訂原案	4	・ 第 50 回 CCPR (2017JMPR)
MRL 原案及び改訂原案	取り下げ	
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案及び改訂案：野菜類	5/8 8	・ 第 40 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案及び改訂案：穀類及び砂糖製造用草本類	8 5/8	・ 第 40 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の形式的修正：果実群	-	・ 第 40 回総会
Table 2 及び 3 原案：野菜及び穀類の代表作物の選定例（食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）	5/8	・ 第 40 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案：飲料及び砂糖菓子用種子類	5	・ 電子作業部会 （議長国：米国、 共同議長国：オランダ） ・ 第 50 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案及び改訂案（飲料及び砂糖菓子用種子類を含む） Table 4 及び 5 原案：代表作物の選定例（飲料及び砂糖菓子用種子類を含む）	2/3	・ 電子作業部会 （議長国：米国、 共同議長国：オランダ） ・ 第 50 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂に伴う既存のグループ Codex MRL への注釈の付記	-	・ 事務局 ・ 第 50 回 CCPR
残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス案	8	・ 第 40 回総会
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的再評価の対象農薬）：2018 年に	1/2/3	・ 第 40 回総会 ・ 2018 年 JMPR

JMPR に評価を依頼する農薬		
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的再評価の対象農薬）		<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 （議長国：豪州、 共同議長国：ドイツ） 第 50 回 CCPR
国際短期推定摂取量（IESTI）の計算方法の見直しの可能性に関する討議文書	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 （議長国：オランダ、 共同議長国：豪州、 ウガンダ）
各国の農薬登録情報 農薬登録データベースの作成	-	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 （議長国：豪州、 共同議長国：ドイツ）



コーデックス残留農薬部会 (CCPR)

参考資料

平成29年7月6日



食品及び飼料のコーデックス分類の改訂

グループMRLの設定促進を目指した CCPRの検討

- 食品及び飼料の
コーデックス分類の改訂
[2006年～継続中]

- ☞ 新たなグループ /
サブグループの設置
- ☞ 食品の新規追加/分類変更

- 食品群へのMRLの外挿の
ための代表作物の選定に
関する原則及びガイダンス

- ☞ 代表作物の選定の考え方
[2012年最終承認]
- ☞ 代表作物の「例」の選定
[継続中]

各グループの代表作物を選定し、当該作物の
作物残留試験データを用いてグループMRLを設定

Minor Cropsに適用されるMRLの増加にも寄与

3

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況①: 果実

- 2012年、果実の6グループの改訂案を最終採択

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
001	FC	かんきつ類	最終採択 (2012年)	最終採択 (2012年)
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類		
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)		
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況②：野菜

■ 2017年、野菜の10グループの改訂案をまとめて合意

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
		下線：第49回部会(2017年)で議論		
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ8(2017年)	ステップ5/8 (2017年)
010	VB	あぶらな科野菜類(あぶらな科葉菜類を除く)	ステップ8(2017年)	
011	VC	うり科果菜類	ステップ5/8(2017年)	
012	VO	うり科野菜を除く果菜類	ステップ8(2017年)	
013	VL	葉菜類	ステップ8(2017年)	
014	VP	豆類(未成熟)	ステップ5/8(2017年)	
015	VD	豆類(種実)	ステップ8(2017年)	
016	VR	根菜及び塊茎状野菜類	ステップ8(2017年)	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	ステップ8(2017年)	
018	VF	食用きのこ類	ステップ8(2017年)	

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況③：その他

■ 2017年、イネ科の穀類(擬穀類も含む)及び砂糖製造 用草本類の改訂案を合意

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
		下線：第49回部会(2017年)で議論		
020	GC	穀類	ステップ8(2017年)	ステップ5/8 (2017年)
021	GS	砂糖製造用イネ科草本	ステップ5/8(2017年)	
022	TN	ナッツ類	ステップ7(2011年)	
023	SO	油糧種子類	ステップ7(2010年)	
024	SB	飲料及び砂糖菓子用種子類	ステップ5(2017年)	
025	??	樹液類	設置を合意(2017年)	
027	HH	ハーブ類	ステップ7(2012年)	
028	HS	スパイス類	ステップ7(2011年)	

議題7(a): 野菜の計10グループ(ステップ8又5/8)

- 以下の方針で、記述やコード番号の整合性を再確認し、まとめて合意
 - 1つの品目について、1つの主要なグループのみにコード番号(※)を付与
 - ◇ 複数の用途で消費される品目の場合、他のグループではコード番号を設定せず、上記(※)に参照させる
 - 植物学的に同一でも食品として流通部位が異なる品目は、別のグループに分類(例:大根の根、大根の葉)
 - サブグループの名称の冒頭に”Subgroup of”を付与(例: Subgroup of Tomatoes)
 - ある品目を別のグループに移動する場合、当該品目に設定されたMRLは、JMPRが次回評価するまで維持

7

議題7(b): 穀類

<サブグループに関するこれまでの議論の経緯>

- 未成熟とうもろこし(Sweet corn)と完熟とうもろこし(Maize)
 - ➔ 収穫時の生育段階や穀粒の水分含量の相違があるため、別のサブグループ※にする
 - ※ 完熟とうもろこしは、ソルガム、あわ、きびと同じサブグループ
- 米
 - ➔ 栽培方法が異なるため、独立したサブグループにする
- 小麦、大麦、擬穀類(Pseudocereals)
 - ➔ 穀粒が生育期間や貿易される際に外殻(husk)で保護されているか否かを考慮し2つのサブグループに分類

日本が作物残留試験データの解析結果など根拠情報を付して提案し、合意形成を主導

8

議題7(b): 穀類(ステップ8)

- 完熟とうもろこし → 独立したサブグループ20Eを設置
- ソルガム → サブグループ20Dの代表作物の例に追加
 - ソルガムは完熟とうもろこしよりも農薬の残留濃度が高い傾向(豪州及び米国のデータ)
 - 完熟とうもろこしは、完熟して乾燥した状態で収穫されるが未成熟とうもろこしは、未成熟で水分を多く含む状態で収穫

合意されたサブグループ	含まれる主な品目
20A Wheat, similar grains and pseudocereals without husks	小麦、アマランサス、キノア
20B Barley, similar grains and pseudocereals with husks	大麦、そば
20C Rice cereals	米
20D Sorghum grain and Millet	ソルガム、あわ、きび
20E Maize cereals	完熟とうもろこし
20F Sweet corns	未成熟とうもろこし、ベビーコーン

9

議題7(c): 砂糖製造用イネ科草本類(ステップ5/8)

- 本グループに含める品目
 - 現行のさとうきびやスイートソルガムなどの草本(茎)のみ
- MRLの設定部位の説明文(元の1993年文書に記述無し)
 - "Whole commodity"を追記(日本から提案)
- 砂糖製造用に使われる樹液
 - 新たなグループを設置
 - 既存のタイプ4に追加し、タイプ4の名称を「ナッツ、種子及び樹液」に変更

10

議題7(d): 飲料及び砂糖菓子用種子類(ステップ5)

- 本グループに含める品目
 - 現行のコーヒー豆、カカオ豆及びコラの実のほか、ケツメイシ(韓国から提案)を追加
- ヒシ、オニバス、ハスの種子(過去に中国が本グループに含めることを提案)
 - いずれのグループにも分類することが困難
 - このような食品について、特定のコード番号を付与(次回部会で検討)

11

議題7(e): Table「野菜及び穀類の代表作物※の選定例」 の原案(代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料)

※ グループMRLを設定するために作物残留試験を実施する作物

- 野菜の代表作物の例(Table 2)
- 穀類の代表作物の例(Table 3) } → ステップ5/8
- 我が国や豪州等の提案により、以下を再確認
 - ✓ Tableはあくまで代表作物の「例」を示しており、それ以外の代表作物を、各国が生産や消費の実態に応じて提案し、JMPRが評価できること
- うり科果菜類のうち、メロン、すいか、かぼちゃ等のサブグループの代表作物の例を、「メロン」とすることを合意(メロンは、すいかよりも農薬の残留濃度が高い傾向)

12

電子作業部会における今後の主な検討事項 (議長:米国、共同議長:オランダ)

- タイプ4:「ナッツ、種子及び樹液」
- タイプ5:「ハーブ及びスパイス」
 - 各グループの分類及び代表作物を例示したTable におけるコード番号や記述の整合性の確認
 - 新たな食品の追加の検討
 - ◇ 飲料及び砂糖菓子用種子類(グループ24)
 - ◇ 樹液類(グループ25)
- タイプ3、4及び5の各グループの改訂に伴う既存のCodex MRLのデータベースへの影響の整理
- クラスC:飼料(一次)の改訂案の検討開始

13

国際短期摂取量推定値(IESTI) の計算方法の見直しについて

残留農薬の安全性に関する評価

～2つの評価方法～

	一生涯を通じての 摂取量の推定(長期)	ある一日の 摂取量の推定(短期)
考え方	起こりやすい事態 を想定	最悪の事態 を想定
食品摂取量	平均摂取量	多食者の摂取量
残留濃度 (可食部) ※使用方法のうち 最も残留する 条件で使用した 場合	現実的な残留濃度 ∥ 作物残留試験の 中央値(STMR)	最大の残留濃度 ∥ 作物残留試験の 最大値(HR) <small>注) 中央値を使用する 場合もある</small>

〔作物残留試験結果
(例) 0.04, 0.05, 0.09, 0.15, 0.17, 0.19, 0.57 mg/kg〕

15

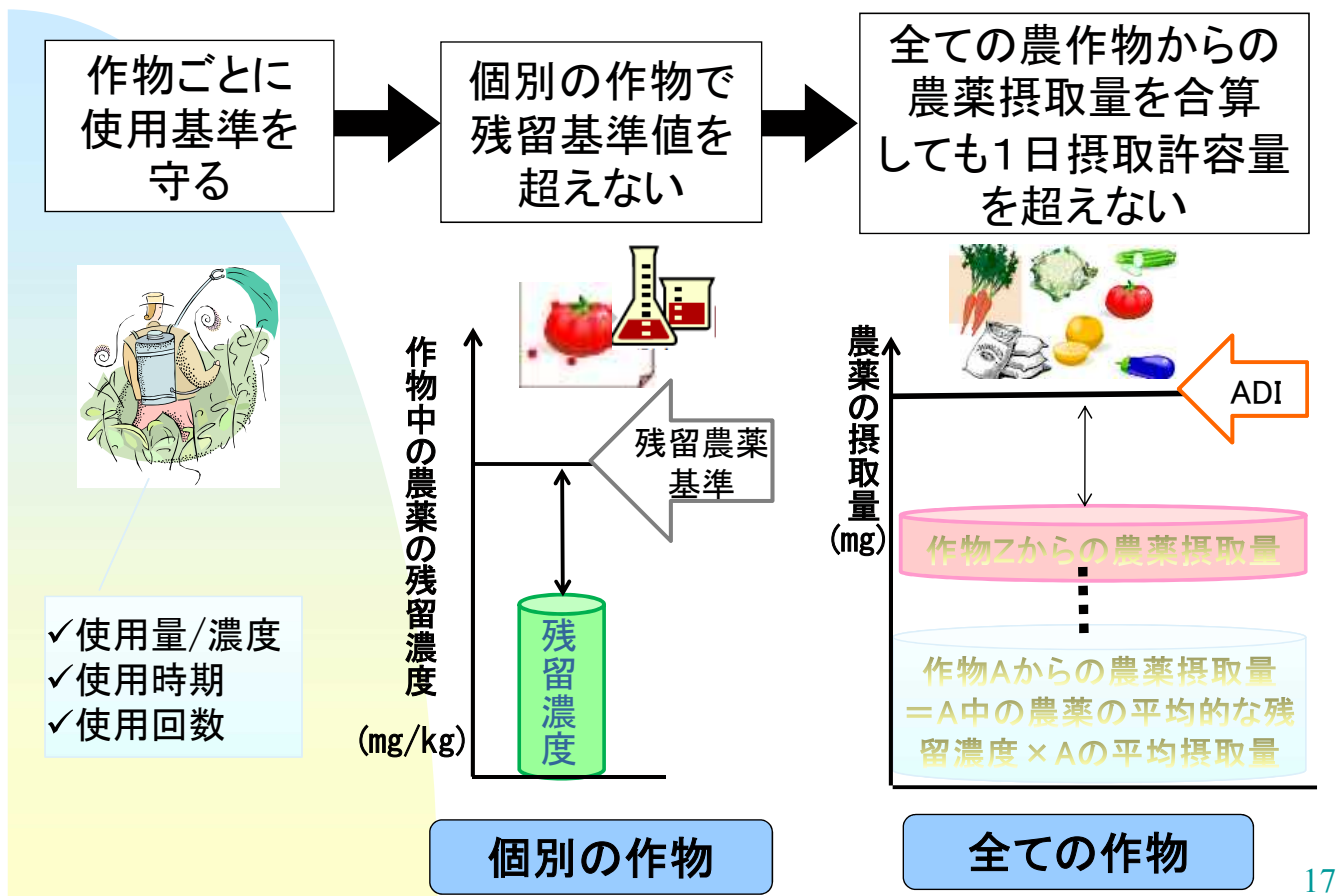
残留農薬の安全性に関する評価

○作物残留試験について

- 作物残留試験とは、使用方法に従って農薬を使用した場合の作物中の残留濃度を確認する試験。
- ほ場の数地点から採取した作物サンプルを合わせて残留農薬を分析する。
- 作物中の残留農薬濃度は、同じ作物、同じ使用方法でも一定の値ではなく、ある程度の範囲に分布。
(作物残留試験をするたびに異なる値)
- 日本で行った作物残留試験の例
 - ・トマトの例
0.34, 0.42, 0.48, 0.73 (mg/kg)
 - ・葉しょうがの例
0.18, 0.20, 0.34, 1.59 (mg/kg)

16

残留農薬の安全性に関する評価(長期)



17

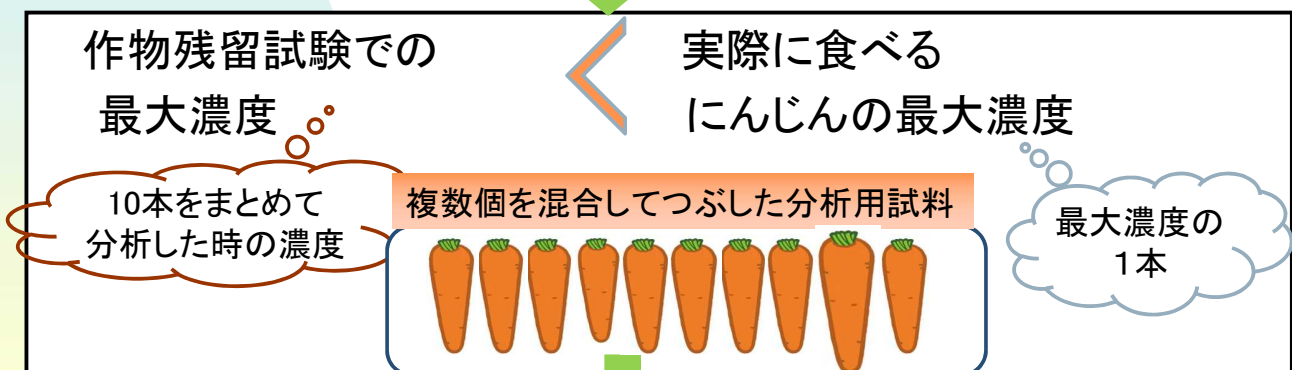
残留農薬の安全性に関する評価(短期)

○ある1日の残留農薬の摂取量の推定

例) にんじんの場合

○消費量: 多く食べる日本人の場合、1日の食事で1/3本程度

○残留濃度: 作物残留試験などでは複数本(10本程度)をまとめて分析



○運悪く、最も高い残留濃度のにんじんを食べてしまった場合を考慮

18

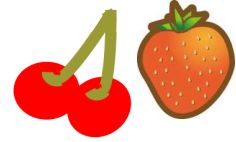
残留農薬の安全性に関する評価(短期:現行)

- 食品の1個当たりの重さや消費量により、残留農薬の摂取量の推定方法をケース分け

○ケース1(1個の重さが25g未満)

さくらんぼやイチゴなど一度に複数個(例えば10個)を食べる食品

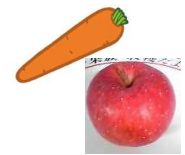
➡ 実際に食べる際と試験での最大濃度が同じ



○ケース2(1個の重さが25g以上)

にんじんやりんごなど一度に1個未満～数個を食べる食品

➡ 実際に食べる際と試験での最大濃度が異なる



○ケース3

米や加工食品のように大量に混合される食品

➡ 実際に食べる際は平均的な濃度となる



19

残留農薬の安全性に関する評価(短期:現行)

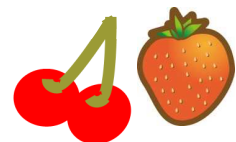
- 食品の1個当たりの重さや消費量により、残留農薬の摂取量の推定方法をケース分け

○ケース1(1個の重さが25g未満)

さくらんぼやイチゴなど一度に複数個(例えば10個)を食べる食品

➡ 実際に食べる際と試験での最大濃度が同じ

$$\text{IESTI} = \frac{\text{LP} \times \text{HR} (\text{HR-P})}{\text{体重}}$$



LP: ヒト一人当たりの1日摂取量で、摂食者における摂取量の97.5%タイルの値を用いる。

○ケース3

米や加工食品のように大量に混合される食品

➡ 実際に食べる際は平均的な濃度となる

$$\text{IESTI} = \frac{\text{LP} \times \text{STMR} (\text{STMR-P})}{\text{体重}}$$



HR-P & STMR-P: 加工食品の最大値及び中央値

20

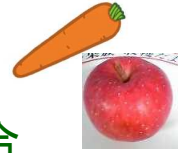
残留農薬の安全性に関する評価(短期:現行)

- 食品の1個当たりの重さや消費量により、残留農薬の摂取量の推定方法をケース分け

○ケース2(1個の重さが25g以上)

にんじんやりんごなど一度に1個未満～数個を食べる食品

➡ 実際に食べる際と試験での最大濃度が異なる



食品1個の重量が、多食者摂取量よりも少ない場合

$$(U \times HR (HR-P) \times v) + (LP-U) \times HR (HR-P)$$

$$IESTI = \frac{\quad}{\quad}$$

体重

U: 食品1個の重量

食品1個の重量が、多食者摂取量よりも多い場合

$$LP \times HR (HR-P) \times v$$

$$IESTI = \frac{\quad}{\quad}$$

体重

v: 高残留している食品中の残留濃度を推定する際、混成試料の残留濃度に掛ける係数 (v=3)

21

残留農薬の安全性に関する評価(短期:新たな提案)

- 残留農薬の摂取量の推定方法を2つにケース分けし、作物残留試験での残留濃度ではなく、最大残留基準値(MRL)を用いる

○ケース1(1個の重さが25g未満) & ケース3

さくらんぼやイチゴなど一度に複数個(例えば10個)を食べる食品
米や加工食品のように大量に混合される食品

➡ $IESTI = LP_{bw} \times MRL \times CF \times PF$

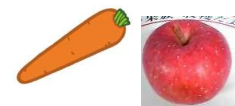


LP_{bw}: 体重1kg当たりの1日摂取量で、摂食者における摂取量の97.5%タイルの値を用いる。

○ケース2(1個の重さが25g以上)

にんじんやりんごなど一度に1個未満～数個を食べる食品

➡ $IESTI = LP_{bw} \times MRL \times v \times CF \times PF$



CF: MRLを暴露評価対象物質の濃度に換算するための係数

PF: 生の食品の残留濃度から加工食品の残留濃度に換算するための係数

22

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 11 回食品汚染物質部会

日時：2017 年 4 月 3 日（月）～4 月 7 日（金）

場所：リオデジャネイロ（ブラジル）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（JECFA を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）の中の特定の果実類及び野菜類（生鮮品及び加工品）及びその他の食品中の鉛の最大基準値の原案及び案（ステップ 4 及び 7）
6	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4）
7	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案（ステップ 4）
9	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の穀類中の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書原案（ステップ 4）
10	香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）
11	香辛料中のかび毒の最大基準値に関する討議文書
12	魚類中のメチル水銀に関する討議文書
13	ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の防止及び低減に関する実施規範に

	おける非ダイオキシン様 PCB に関する討議文書
14	JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト
15	その他の議題及び今後の作業
16	次回会合の日程及び開催地
17	報告書の採択

第 11 回食品汚染物質部会（CCCF）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2017 年 4 月 3 日（月）～4 月 7 日（金）

場所：リオデジャネイロ（ブラジル）

2. 参加国及び国際機関

49 加盟国、1 加盟機関、11 国際機関 合計 192 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐 小林秀誉

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐 漆山哲生

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 係長 飯岡真子

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課 専門官 新井剛史

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課国際食品室 柳澤真央

国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部 部長 広瀬明彦

4. 概要

議題 1. 議題の採択

仮議題が採択された。

また、議題 14 に関連して JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リストに関する会期内作業部会（議長国：米国）及び議題 15 に関連して JECFA の評価結果のフォローアップに関する会期内作業部会（議長国：EU）の設置、議題 15 においてペルーから提案されたカカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の新規作業について議論することに合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

• 第 39 回総会からの付託事項

ニュージーランドから提案された公衆の健康に関する懸念が極めて低い化学物質の食品からの検出に関するリスク管理のアプローチに関しては議題 15 で議論を行うことで合意した。なお、ニュージーランドより、加盟国に対して本会合前日に開催されたワークショップへの参加・貢献等に関して謝辞が述べられた。

• アフリカ調整部会（CCAFRICA）からの付託事項

発酵調理キャッサバ製品の地域規格原案におけるシアン化水素（HCN）及びかび毒の最大基準値（ML）に関する議論が行われた。JECFA 事務局は、安全性の観点からは、キャッサバ製品中の HCN の ML を発酵キャッサバ製品に拡大することが認められる旨の発言があった。また、キャッサバ及びキャッサバ製品中の HCN 低減に関する実施規範（CAC/RCP 73-2013）が採択されていること、本実施規範の効果を確認するためのキャッサバ及びキャッサバ製品中の HCN の含有実態調査を実施すること、将来的にキャッサバ中の HCN の ML 設定の必要性や実行可能性を検討することに合意していたことを確認した。かび毒に関しては、複数の国からキャッサバ中のかび毒による健康上の懸

念があることを示すデータはないとの発言があったが、CCAFRICA への回答の前にさらなる情報が必要とされた。

議論の結果、ナイジェリアを議長国とする電子作業部会（EWG）を設置し、発酵キャッサバ製品中の HCN の ML の必要性及び実行可能性について勧告し、HCN 濃度の算出方法の調和に対処するための討議文書を用意すること、当該 EWG が発酵キャッサバ製品中のかび毒に関する情報も併せて収集することで合意した。

- **油脂部会（CCFO）からの付託事項**

魚油中の鉛及びヒ素の ML に関する確認が行われた。鉛については、魚油にも食用油脂と同じ ML が適用になることを確認し、魚油の規格が総会で採択されれば、当該規格へのリファレンスを食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）（GSCTFF）中の注釈に追記することで合意した。ヒ素については、魚油では主として毒性の低い有機ヒ素として含まれることから、食用油脂の総ヒ素の ML と同じ ML を無機ヒ素に対して適用し、総ヒ素をスクリーニングに用いることについての注釈を GSCTFF に追記することで合意した。

議題 3. FAO 及び WHO（JECFA を含む。）の関心事項

- **第 83 回 JECFA**

WHO 代表から概要報告及び本会合直前に報告書が公表されたことについて情報提供があった。また、2017 年の JECFA 会合では食品添加物と残留動物用医薬品の評価となるとの計画が示された。JECFA はコーデックスの 3 つの部会（CCFA、CCCF、CCRVDF）、加盟国、WHO 及び FAO プログラムから科学的助言を求められており、すべての要請に直後の会合で対応することはできないこと、枠外予算の提供が可能な加盟国は事務局に直接コンタクトをとるようコメントがあった。

- **GEMS/Food プログラム**

本部会の WG の積極的な支援を行っていること、加盟国及びオブザーバーはデータコールに対してデータ提供することが強く奨励されること等についてコメントがあった。

- **世界の食品消費量データベース**

FAO/WHO のパイロット・プロジェクト（FAO/WHO GIFT）の紹介があり、食品安全及び栄養の分野における暴露評価の精度向上が期待される旨の紹介があった。

- **WHO の食品由来疾病の世界的負荷推定**

重金属（ヒ素、カドミウム、鉛、水銀）に由来する疾病の推定作業が最終段階にあり、2017 年中に公表されることが情報提供された。

- **貝毒**

2016 年 2 月に FAO/WHO 専門家会議が開催され、貝毒類縁体の毒性等価係数が議論されたこと、その報告書が FAO と WHO ウェブサイトに掲載されたことが情報提供された。

- **漁業及び養殖におけるマイクロプラスチック**

世界海洋行動サミットの要請を受けて、FAO が UNEP と連携して専門家グループと技術文書を取りまとめており、最終段階にあってまもなく公表される旨の紹介があった。

- **リスク評価の手法及び原則**

FAO/WHO 事務局はリスク評価手法の更新に取り組んでおり、最新の方法論及び科学に基づく科学的助言の担保に重要な作業であるとの情報提供があった。

- **ナチュラルミネラルウォーター（NMW）の規格（CODEX STAN 108-1981）中の健康**

関連基準値

WHO の飲料水水質ガイドラインが改訂されたことによる変更の必要性について検討するよう WHO 代表から部会に要請があった。検討の結果、NMW は飲料水や水道水とは異なること、健康関連指標値による健康への懸念や貿易上の問題がないことから、本部会の貴重な時間を本議題に割くべきではないとして、WHO のガイドラインの改訂内容を確認した上で、NMW の規格の改定作業には着手しないことで合意した。

• シガトキシン (シガテラ毒素)

FAO/WHO より、本部会がカリブ海型シガトキシン-1 (C-CTX-1) と太平洋型シガトキシン-1 (P-CTX-1) に ML を設定すること及び (あるいは) リスク管理のガイドラインを作成すること、そのために FAO/WHO に科学的助言を求めることが提案された。議論の結果、FAO/WHO に対し、適切なリスク管理措置の開発のための科学的助言を求め、JECFA におけるリスク評価の優先リストにシガトキシンを掲載し、情報を収集することが合意された。(議題 14 参照)

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

食料・農業における放射線技術 FAO/IAEA 共同事業部及び経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) から、本部会に関連する作業報告として、昨年、福島県で開催されたワークショップの成果に関する紹介等がなされた。

議題 5. GSCTFF の中の特定の果実類及び野菜類 (生鮮品及び加工品) 及びその他の食品中の鉛の最大基準値の改定原案及び改定案 (ステップ 4 及び 7)

• ベリー類及びその他小型果実類からのみ作られるジュース (ステップ 4)

いくつかのベリー類を除外した上で現行の 0.05 mg/kg から 0.03 mg/kg に下げる案と、現行の 0.05 mg/kg を維持してより低い ML が適用可能なジュースに関するポジティブリストを作る作業を行う案について議論し、結果として後者の案に合意。

• トマト缶詰 (ステップ 7)

昨年の総会において、さらなるデータ提出の意向が示されてステップ 5 で予備採択されたものであり、追加データ提出により試料点数等が増加した新たなデータセットからも改訂原案 (0.05 mg/kg) が支持されたため、現行の 1 mg/kg から 0.05 mg/kg に下げること、現行 ML に付された全可溶性固形分を考慮する旨の注釈の削除に合意。

• 濃縮加工トマト (ステップ 4)

ブラジルが濃縮度によっては改訂原案 0.05 mg/kg は達成困難である旨の懸念を表明。しかし、汚染実態データからは ML を 1.5 mg/kg から 0.05 mg/kg に下げることが妥当と判断されたため、ステップ 5 での予備採択を総会に諮り、次回、ブラジル等が提出の意向を示した濃縮度の違いによる濃縮加工トマトのデータ等に基づき、最終採択に向けた議論を行うこと、トマト缶詰と同様に全可溶性固形分に関する注釈の削除に合意。

• ジャム、ゼリー及びマーマレード (ステップ 7)

予備採択された改訂案は 0.1 mg/kg であったが、新たに提出されたデータを追加して解析したところ、基準値案 0.2 mg/kg が妥当と判断された。また、データ提出期限後にインドから追加提出された含有濃度が高いデータを考慮すると、基準値 0.5 mg/kg が妥当と判断された。この 2 案について議論した結果、それぞれの案を支持する意見があり、合意点が見いだせなかったことから、我が国は昨年度のテーブルオリーブの ML 改訂案と同様に、将来的に追加データが入手可能となった段階で見直すことを前提に現時点で

はやや高い値を採択する妥協案を提案し、このアプローチについて部会の支持が得られた。結果として、国際貿易において想定される違反率が 5%となる 0.4 mg/kg を改訂案として総会に最終採択を諮ることで合意し、インドはこの決定に留保を表明。

- **マンゴーチャツネ (ステップ 4)**

実態調査データの試料数は少ないもののデータから妥当と考えられる 0.1 mg/kg とする案と、マンゴーチャツネを類似の品目であるジャム、ゼリー及びマーマレードに含めそれらの ML を適用する案の 2 案を検討。インドは、マンゴーチャツネは、ジャム、ゼリー及びマーマレードとは原料が全く異なる品目であることを強調し、追加データに基づいてマンゴーチャツネの単独の ML を検討すべきと主張。議論の結果、マンゴーチャツネを単独の品目分類とする現行 ML を維持した上で、次回、インド等から提出される追加データに基づいて最終採択に向けた議論を行うことで合意。

- **栗及び栗ピューレの缶詰 (ステップ 4)**

当該品目を果実缶詰に含める案と、単独の品目分類を維持した上で限られた試料数のデータに基づいて ML を 0.05 mg/kg に下げる案の 2 案を検討。栗は、コーデックスの食品分類 (CAC/MISC 4-1989) では堅果類に分類されており、果実類に含めることは適当では無いことから、後者の案をステップ 5/8 で採択を総会に諮ることで合意。

- **アブラナ科野菜缶詰 (ステップ 4)**

野菜缶詰の ML である 0.1 mg/kg を当該品目にも拡大可能かどうかを議論した結果、EWG におけるデータ解析でケール缶詰のデータが除外されていたことが判明したため、ケール缶詰を含めて 0.1 mg/kg が適用可能かどうか、次回会合で最終採択に向けて検討することで合意。

- **菌類及びきのこ (ステップ 4)**

きのこ類全体で 0.6 mg/kg とする原案が提示されたものの、野生きのこを含めた ML を作成することは困難であることから、ML の適用対象を栽培きのこに限定し、かつ、消費量や貿易量が多いきのこに焦点を絞ってデータ解析を行うこと、きのこ類全体で 1 つの ML を作ることが望ましいことが提案された。議論の結果、次回会合において、マッシュルーム、シイタケ及びヒラタケ (すべて栽培されたものに限る) に焦点を当てて原案を検討することで合意した。

- **乾燥豆類 (ステップ 4)**

入手可能なデータに基づいて ML を 0.2 mg/kg から 0.1 mg/kg に下げることで合意。タイは、マメ科野菜類と同じ値を乾燥豆類に適用すること等について反対し留保を表明。

- **魚類**

現行の ML である 0.3 mg/kg の維持に合意。

- **次回会合に向けた ML の改訂作業**

ワイン、食塩、食用油脂及びスプレッド類の見直しを新たに行うことに合意した。なお、食用油脂及びスプレッド類は、品目分類毎に細分化された ML が設定されているが、可能な限り品目の分類をまとめることにも合意した。今次会合で引き続き検討となった品目を含め、現行の GSCTFF に収載された ML の見直しは、米国を議長とする EWG において引き続き検討することで合意した。

現行の GSCTFF に収載されていない品目 (茶、ハーブティ、野菜ジュース等) にも ML の新規設定の提案があり、ML 設定の必要性を手続きマニュアルや GSCTFF の規準に基づいて検討するための討議文書を、ブラジルを議長国とする EWG が作成し、次回会合で議論することで合意した。

議題 6. チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値 (ステップ 4)

乾燥ココア固形分の存在比率に応じて、チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウム濃度は大きく異なることから、これに応じて品目を分類し、それぞれに ML を設定する方針に合意した。品目分類の議論では、乾燥ココア固形分 50%以上の高カカオ含有チョコレート製品のデータが不足しており、また現在提出されているデータでは地理的な違いを十分に考慮できていないこと等について米国、ブラジル、業界団体等から懸念が示された。

品目分類を検討するための会期内作業部会が設置され、チョコレート、ココアパウダー及び調整ココア (dry mixtures of cocoa and sugars) に関して下記の分類が提案された。

部会は本分類に合意し、再度 EWG (議長国：エクアドル、共同議長国：ブラジル、ガーナ) を設置し、下記の分類ごとの ML 原案を提案し、次回会合において検討することとなった。また、中間製品 (カカオマスや原料用ココアパウダー) についての作業は中止すること、コーデックス事務局からデータを要請する回付状 (circular letter) を発出すること、本作業の完了期限を 2019 年に延長することが合意された。

品目	注釈
乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート製品	各種ミルクチョコレートを含む。
乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート製品	スイートチョコレート、ジャントウカーチョコレート、セビターチョコレートパラメサ、チョコレートバー
乾燥カカオ固形分が 50%以上 70%未満のチョコレート製品	ミゼリ、チョコレートフレック、ビターテーブルチョコレートを含む。
乾燥カカオ固形分が 70%以上のチョコレート製品	

品目	注釈
乾燥カカオ固形分が 29%未満の調整ココア	
乾燥カカオ固形分が 29%以上 50%未満の調整ココア	チョコレートパウダーを含む。
乾燥カカオ固形分が 50%以上の調整ココア	チョコレートパウダーを含む。
乾燥カカオ固形分が 100%のココアパウダー	最終消費用品

議題 7. コメ中ヒ素の汚染防止、低減のための実施規範 (ステップ 4)

我が国は EWG の議長を務め、原案を作成し、原案の回付後、各国から提出されたすべてのコメントに基づき、原案を修正した版 (CRD25) を作成。部会は、この修正原案に基づいて議論し、いくつかマイナーな修正をした後、本案を最終採択のために総会に送ることに合意した (ステップ 5/8)。

タイは、当初、最終採択に反対の立場であったが、タイや日本を含めた複数の国が関連する研究を進めている現状を踏まえ、2019 年に関連する科学的な情報が得られれば見直す旨のステートメントをレポートに記録することで、本規範の最終採択には反対しなかった。

議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)

EWG の議長国であるインドから、15 $\mu\text{g}/\text{kg}$ の ML 原案が提案された。また、本議題の議論に先立ち、JECFA から第 83 回会合の ML 設定によるインパクト評価結果の詳細 (CRD24) が報告された。

15 $\mu\text{g}/\text{kg}$ に反対する立場の意見としては、第 9 回会合で提案されていた 10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ が 15 $\mu\text{g}/\text{kg}$ に変更された理由が不明確であること、10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ と 15 $\mu\text{g}/\text{kg}$ で違反率に大差がないこと、提案された ML が加工用落花生の ML (15 $\mu\text{g}/\text{kg}$) と同値であること、ALARA の原則や GMP を踏まえるべきとする GSCTFF の規準と合致しないこと、堅果類の ML 設定

でとられたアプローチと一致しないことが理由に挙げられた。一方、15 µg/kg を支持する立場の意見として、落花生は消費量が少ないこと、15 µg/kg の際の違反率 (9.7%) はこれまで CCCF が ALARA の原則を適用した違反率として用いた違反率より大きいこと、15 µg/kg より低い ML を設定してもほとんど追加の健康保護に寄与しないことが挙げられた。

JECFA は評価結果について、評価に使用した GEMS/Food データベースは加工用と直接消費用の落花生を区別していないこと、先進国で収集した汚染実態データが大半だったことから、低い ML を設定した場合に得られる追加の健康保護が過小評価されている可能性があるとして説明し、アフラトキシンは公衆衛生上の懸念が大きく、落花生は主要な暴露源の 1 つであることを補足した。

今次会合では ML 原案について合意が得られなかったことから、部会は再度 EWG (議長国：インド) を設置し、提出されたコメント及び情報を踏まえた ML 原案を用意することで合意した。また、ML 原案 (10 µg/kg 及び 15 µg/kg) について、ステップ 3 でコメントを募集し、その根拠と原案を支持する追加の情報を求めることで合意した。

議題 9. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の穀類中の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書原案 (ステップ 4)

EWG 議長国のドイツが作成した、事前に提出された原案に対するコメントをすべて反映した修正原案 (CRD35) に基づいて議論が行われた。

本付属書の対象とする麦角アルカロイドは、ヒトの麦角中毒に関連するものに限ることに合意し、一部を修正の上、ステップ 5/8 での最終採択を総会に諮ることで合意した。

議題 10. スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 4)

EWG が作成した実施規範原案については、エディトリアルな修正並びに明確化及び融通性の観点からの修正を行い、我が国が提案した放射線照射に関する既存のコーデックス文書 (CAC/RCP 19-1979 及び CODEX STAN 106-1983) への参照を加え、修正した実施規範原案についてステップ 5/8 での最終採択を総会に諮ることで合意した。

その他、EWG からの勧告事項については、議論の結果、以下の結果となった。

- (1) 輸送及び包装に関連する事項のうち、かび毒の汚染防止に直接関係しない一般衛生管理に関する事項は、本規範ではなく、低水分食品の衛生実施規範 (CAC/RCP 75-2015) に含めるよう CCFH に検討を依頼するとの勧告については、低水分食品の衛生実施規範及び付属書は、類似の内容を既に含むことから CCFH に検討を依頼する必要はないことを確認。
- (2) 表示及び消費者への販売/情報提供に関する章の内容に関して CCFL に承認を求めるとの勧告については、食品衛生の一般的原則に関する規則 (CAC/RCP 1-1969) 等の他の実施規範に合わせて章の表題を「製品情報及び消費者意識」に修正したため、CCFL による承認は不要であることを確認。
- (3) 特定のかび毒汚染防止対策に関する情報が得られなかったことから付属書作成を中断するとの提案については、付属書の作業をさらなる情報が利用可能となるまで中止することで合意。

議題 11. スパイス中のかび毒の最大基準値に関する討議文書

EWG の議長国であるインドは、ナツメグ、トウガラシ、パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリックを対象に、総アフラトキシン (総 AF) 及びオクラトキシン A (OTA)

の ML を設定するとの EWG の検討結果及び部会への勧告を報告した。また、アフラトキシン B₁ (AFB₁) についても ML を設定することも検討されたが、AFB₁ は総 AF に含まれるため不要であること、スパイスごとに汚染や消費パターンが異なるため、グループとしての ML 設定は非現実的であることを説明した。

今次会合では、EWG の勧告を踏まえ、本議題を新規作業として進めることについて議論された。我が国は、第 83 回 JECFA のアフラトキシンの評価ではスパイスについて言及が無く、摂取量も少ないことから、スパイス中のかび毒は GSCTFF の ML 設定の規準に合致しないとの意見を表明した。これに対し、JECFA は、一部のスパイスは高度に汚染されており、公衆衛生上の観点から高度に汚染された商品を市場から除くことは重要であるとの見解を示し、本作業を新規作業とすることには概ね支持が得られた。また、JECFA より、スパイス中のかび毒としてフモニシン汚染も確認されていることが情報提供され、部会は第 83 回 JECFA のフォローアップ（議題 15 参照）として、トウモロコシに加えスパイスについてもフモニシンのデータコールを行うことに合意した。

ML を設定するかび毒として、AFB₁ への ML 設定を支持する意見も根強くあったが、既に総 AF について ML を設定することが合意されていること、スパイスに総 AF、AFB₁ それぞれについて ML が必要であるとの根拠が無いことから、ML を設定するかび毒は総 AF 及び OTA であることが改めて確認された。

検討の結果、部会は、ナツメグ、トウガラシ、パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリックを対象に、総 AF 及び OTA の ML を設定する新規作業の承認を総会に諮ることで合意し、再度、EWG（議長国：インド）を設置し、次回会合に向けた提案を用意することとなった。

議題 12. 魚類中のメチル水銀に関する討議文書

EWG の議長国であるオランダより、EWG の議論の結果及び部会への勧告事項について報告が行われ、以下の事項別に議論が行われた。

(1) ML 設定の基礎

ALARA の原則とリスク/ベネフィット分析のどちらに基づき設定すべきかについて議論した結果、我が国を含む多くのメンバーが ALARA の原則に基づく ML 設定を支持し、これが合意事項となった。

(2) マグロ類における ML の設定区分

マグロ類（生鮮及び冷凍）全体として 1 つの ML とする案と、魚種別の ML とする案について議論。我が国は、仮にマグロ類全体として ML を設定する場合、最もメチル水銀濃度の高い魚種を基準として適切な違反率に基づいて設定するべきであり、ML の適用対象魚種を明確にする必要があると主張、カナダは、マグロ類の魚種判別は困難であるため、マグロ類全体として ML 設定すべきと主張した。以上の議論を踏まえ、マグロ類全体を 1 つのグループとして 1 つの ML を設定すること、グループに含まれる対象魚種については今後議論することが合意された。

(3) マグロ類の缶詰の ML

一般的にマグロ類の缶詰のメチル水銀濃度は低いことから、ML を設定する必要はないとの EWG の結論に対して、特段の反対意見がなかったため、マグロ類の缶詰には ML を設定しないことが合意された。

(4) マグロ類以外の魚類への ML 設定

FAO/WHO の専門家会議において、メチル水銀濃度が高く、リスクがベネフィット

を上回る可能性があるとした魚種（キンメダイ、ブリ類、カジキ、サメ及びメカジキ）に ML を設定する必要性について議論。我が国は、GSCTFF の ML 設定の規準に基づき、ML は貿易の観点から重要な種に設定すべきと主張。これに対し EWG 議長は、メチル水銀暴露は可能な限り削減するべきであり、国際的な貿易量が多くない場合でも、地域によっては大量に消費しているため、これらの種についても ML 設定を検討すべきとした。ニュージーランドは、貿易量が多くなるとも、漁業が経済的に重要な小さな漁業国への影響を考慮すべきと主張。以上の議論の結果、上記の魚種にも ML を設定することが合意された。

(5) 総水銀とメチル水銀

ML を総水銀とメチル水銀のどちらに設定すべきかについて議論。複数の途上国が総水銀の方がメチル水銀に比べ分析が簡単で安価であるため、総水銀に ML を設定すべきであると主張したものの、既に過去の部会においてメチル水銀に ML を設定し、総水銀はスクリーニングとして用いることが合意済みであること、多くの魚種では総水銀のほとんどがメチル水銀として存在しているが、カジキなどの一部の魚種はメチル水銀の割合が非常に低いことから、メチル水銀に ML を設定することを再確認した。

その他、摂食指導等の追加のリスク管理措置の実施についての注釈を付すべきかどうかを議論した結果、メチル水銀濃度の高い魚種については、摂食指導のような追加のリスク管理措置に言及することが合意された。また、サンプリングプランも検討することが合意された。

以上の議論を踏まえ、上記合意に基づくプロジェクトドキュメントを総会に提出し、新規作業としての承認を求めることが合意された。また、次回会合で ML やサンプリングプランを検討するため、引き続き EWG（議長国：オランダ、共同議長国：カナダ及びニュージーランド）で作業が進められることが合意された。

議題 13. ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の防止及び低減に関する実施規範における非ダイオキシン様 PCB に関する討議文書

EWG 議長（EU）から、現行の食品及び飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 62-2006）に、非ダイオキシン様 PCB に関する JECFA の勧告事項を含めて改定することは適当であるとの紹介があった。

このため、総会に本作業に関するプロジェクトドキュメントを提出し、新規作業としての承認を求めること、次回会合で実施規範を議論するために引き続き EWG（議長国：EU）で作業を進めることが合意された。

議題 14. JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト

米国を議長国とする会期内作業部会において議論し、ダイオキシン類、無機ヒ素、スコポレチン、麦角アルカロイドの評価に必要なデータの種類、入手時期等に関する情報を更新した他、シガトキシン（Full evaluation）、トリコテセン類（T-2 トキシン及び HT-2 トキシン）（暴露評価を含むリスク評価の更新）を新たにリストに追加することで合意した。

また、次回会合に向けてコメント、情報を募集すると共に、次回会合においても会期内作業部会を開催することで合意した。

議題 15. その他の議題及び今後の作業

EU を議長国とする会期内作業部会において、第 83 回 JECFA の評価結果を受けたフォ

ローアップについて議論した。

- **3-MCPD 脂肪酸エステル及びグリシドール脂肪酸エステル**

JECFA が健康への懸念があると評価したことを受けて、米国が、精製油脂及び乳児用調製乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステル及びグリシドール脂肪酸エステル汚染の低減・防止に関する実施規範に関する新規作業を提案。我が国は、商業的に利用可能な低減技術に関する情報が限られていること、関連する調査研究が実施中であることから、まずは討議文書の作成から開始することを提案したものの、EU では数年前から関連業界が対策を実施済みで十分な経験があり実施規範が策定可能であること、規範は 2020 年の最終採択を目指しており現在実施中の研究成果も反映可能であることから、部会としては新規作業に合意。次回総会に新規作業の承認を求め、米国を議長、EU、マレーシアを共同議長とする EWG で原案を作成することとなった。

- **アフラトキシン及びステリグマトシスチン**

第 8 回会合において当面は穀類の実態調査データの収集に努め、実施規範作成を優先し、ML は作成しないことに合意していたが、今般、リスク評価や実施規範の作成が終了したことから、ブラジルを議長とする EWG が、穀類（特に、トウモロコシ、コメ、ソルガム及び小麦）のアフラトキシン及びステリグマトシスチンに関するリスク管理措置案に関する検討を行うこととなった。

- **ジアセトキシシルペノール (DAS)**

JECFA が DAS と T-2 トキシン及び HT-2 トキシンとのグループ PMTDI を設定したことに関連して、T-2 トキシン及び HT-2 トキシンの毒性評価の更新及び最新の T-2 トキシン、HT-2 及び DAS の実態調査データに基づいて暴露評価を行うことを JECFA に依頼することで合意した（議題 14 参照）。

- **フモニシン**

新たなリスク管理措置はとらないものの、今回の JECFA の暴露評価に当たり、アフリカ、中東、東南アジア地域におけるトウモロコシ中のフモニシン含有実態に関して新たなデータ提出がなかったことから、それらの地域に属する国々に対して調査データを GEMS/Food に提出することを強く推奨することで合意した。

- **ピロリジジンアルカロイド類**

第 80 回 JECFA で評価された当該物質に関しては、前回会合において JECFA のモノグラフの公表を待って、今次会合で議論されるのが合意されていたが、現時点では未公表であり、JECFA 事務局からは次回会合までには公表されることが約束された。

- **非意図的に低濃度に食品中に存在する化学物質に対するリスクアナリシスのアプローチ**

ニュージーランドが、昨年総会において、非意図的に、食品中に低濃度に存在し得る化学物質（分析技術の発展により、食品に存在しないと考えられていた化学物質が検出される可能性）に対し、国際的に調和した方法でリスクアナリシスを進めていくべきとして、そのためのガイドラインの作成を提案した。昨年度総会が、CCCF で検討すべきと判断したことを受けて、今次会合では、会期前にニュージーランド主催のサイドイベントとしてワークショップが開催された。ワークショップでの意見も踏まえて本会合で議論した結果、対象となる化学物質は、特定の食品に非意図的に低濃度で存在する化学物質であり、国際的・国内的にリスク管理措置が取られていないものとし、新規作業として総会に承認を求めること、ニュージーランドを議長、オランダを共同議長とする EWG を設置し、作業を行うことに合意した。

- **カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範**

議題 8 に関連し、ペルーから本規範の作成に関する提案があり、本議題であらためて議題した結果、ペルーを議長国とする EWG が実施規範の作成を支持する低減措置の入手可能性等に関する討議文書を用意することで合意した。

議題 16. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 12 回会合は、1 年後にオランダで開催される予定であることが情報提供された。

議題 17. 報告書の採択

我が国の発言や議論の結果が報告書に適切に反映されるよう対処した。

食品汚染物質部会（CCCF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
魚油中の鉛及びヒ素の ML (修正－魚油の追加)	-	加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC
特定の果実加工品及び野菜加工品中の鉛の ML 案及び ML 原案 (ML の改訂、対応する ML の廃止)	5, 5/8, 8	加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC
コメ中のヒ素汚染の防止及び低減のための実施規範原案	5/8	加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC
穀類中の麦角及び麦角アルカロイド類に関する付属書(穀類中のかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範の付属書)	5/8	加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC
スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範	5/8	加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC
直接消費用落花生中の総アフラトキシンの ML	3	加盟国 EWG (議長: イト) 第 12 回 CCCF
GSCTFF (CODEX STAN 193-1995) 中の特定の品目中の鉛に関する ML	2/3	加盟国 EWG (議長: 米国) 第 12 回 CCCF
チョコレート及びチョコレート製品中のカドミウムの ML	2/3	加盟国 EWG (議長: エクトル、ブラジル、ガーナ) 第 12 回 CCCF
スパイス類中のかび毒の最大基準値	1/2/3	第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC EWG (議長: イト) 第 12 回 CCCF

事項	ステップ	今後のアクション
魚類中のメチル水銀の最大基準値	1/2/3	第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC EWG（議長：オランダ、 カナダ、ニュージーランド） 第 12 回 CCCF
食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂	1/2/3	第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC EWG（議長：EU） 第 12 回 CCCF
精製油脂及び精製油脂を原料とする製品、特に乳児用 調製乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステル及びグリシド ールエステル低減に関する実施規範	1/2/3	第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC EWG（議長：米国、 EU、マレーシア） 第 12 回 CCCF
食品中に低濃度で非意図的に存在する化学物質のリ スクアナリシスに関するガイドライン（ベストプラク ティス）	1/2/3	第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC EWG（議長：ニュージー ランド、オランダ） 第 12 回 CCCF
発酵調理キャッサバ製品中のシアン化水素酸に関す る最大基準値及び当該製品中のかび毒含有実態		EWG（議長：ナイジェリア） 第 12 回 CCCF
GSCTFF に鉛の最大基準値が収載されていない品目 に関して、鉛の最大基準値を新規設定する優先順位を つけるための体系的なアプローチ	-	EWG（議長：ブラジル）
穀類中のアフラトキシン類及びステリグマトシステ ンに関するリスク管理	-	EWG（議長：ブラジル）
カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する 実施規範の作成	-	EWG（議長：ペルー）
CCCF における将来的な作業計画	-	コーデックス事務局/ ホスト国事務局
JECFA における汚染物質及び自然毒の評価の優先リ スト	-	第 12 回 CCCF JECFA